

初夏の日差しの中で  
「ハイ」ポーズ(西保育所にて)



# とうべつ議会だより

## おもな内容

- ▶ 正・副議長選挙 .....2
- ▶ 総括質問 .....3~10
- ▶ 平成10年度予算審議 .....10~18
- ▶ 第2回定例会議案審議 .....19~20
- ▶ 一般質問 .....21~33
- ▶ 各委員会報告 .....33~36
- ▶ 議会のうごき .....36



議長に田畑富美男氏  
副議長に竹田 和雄氏  
当選 (第三回臨時会)



議 長 田畑富美男



副議長 竹田 和雄

議会選出監査委員に

小武 正寿 議員

平成十年三月二十日青山義虎議長が急逝され、四月九日開催の第三回臨時会において議長選挙が行われました。

その結果、田畑富美男氏が投票により、当選されました。

昭和六十二年当別町議会議員に当選、連続三期目。

副議長、文教厚生常任委員長、産業常任委員長等を歴任。中小屋在住 (六十六歳)

投票結果

田畑富美男 十一票  
千葉 莊康 十票  
白票 一票

当別町議会副議長である、田畑富美男氏が議長に当選されたのを受け、副議長選挙が行われました。

その結果、竹田和雄氏が投票 (同数の為、くじ引き) により、当選されました。

昭和五十四年当別町議会議員に当選、連続五期目。

産業常任委員長、建設常任委員長、議会運営委員長等を歴任。蔵岱在住 (六十三歳)

投票結果

竹田 和雄 十一票  
村上 弘志 十一票



議会選出監査委員である川村弘司議員が、平成十年一月二十九日逝去されましたので、四月九日開催の第三回臨時会にて、小武議員が賛成多数で議会選出監査委員に決まりました。

昭和五十八年当別町議会議員に初当選、連続四期。

文教厚生常任委員長、総務常任委員長、産業常任委員長、議会広報特別委員長等を歴任。樺戸町在住 (六十六歳)

町民と共に歩む  
開かれた議会に

当別町議会

議長 田畑 富美男

このたび、青山議長の急逝により、第3回当別町議会臨時会の議長選挙におきまして、議長の要職につくこととなり、誠に身の引き締まる思いでございます。

私はもとより浅学非才でございますが、町政の推進と、議会の円滑な運営のため懸命の努力を傾注する所存でございます。

21世紀を迎えようとしている今日、少子化による減少、高齢化時代等、我国の社会経済の急激な変化により、地方自治体への対応が迫られており、住民が豊に安心して暮らせる福祉社会の充実を求められております。

又、本町を取り巻く状況も、こうした社会的、環境

的变化による影響をはじめ、近年の宅地造成による人口増等による、社会資本の整備や環境の保全、福祉の充実等一層、積極的な対応が期待されております。

このような流れの中で、住民福祉の向上に、町、議会が一体となり施策を進めているところであります。

平成8年に石狩支庁管内の2町が市制に移行し、1町3村となり、本町の役割を認識しながら、今後においても、道内、国内の視点から見極め本町の健全なる発展のため、理事者と共に努力をし、議会運営にあたっては、公正無私な立場から全力を傾けたいと存じますので、皆様方のご指導ご協力をお願い申し上げます。







しいが、これに対して当別町は、どのように対応しているのか。花嫁対策を含めて、農村におきまず後継者の養成の問題、あるいは子育てについての支援事業、そういった点をどのようにこれからやっていこうとするのか伺いたい。

子育てについては、大学まで卒業させるために、相当の資産を提供しなければならぬ。いろいろな問題の中には女性の高学歴化と高就職率が大きく影響しているが、実際には結婚しても子供は要らないという夫婦が多い。その背景は、教育に非常にお金がかかるということである。子供はまさに次代を担う貴重な財産だと私は思う。これを経済的な損失、あるいは経済的なメリットだけで考える時代ではないと考えるので、大局に立った選択を願いたい。

町長 エンゼルプランは子育てをどのように支援していくかという計画であり、道のプランと整合性を保ちながら、保育所や幼稚園の開設や留守家庭児童会の設置を進めているところである。平成十二年オープンを目標に検討している仮称西当別保育所の建設についても、子育て支援するスペースをとり、地域の人々が



老人家庭への除雪サービス

安心して、子供を育てることが出来る環境を作っていくかと思っている。

次に、少子化の対応で基本的な考えとして、出産や子育てに不安や負担を感じさせない、ゆとりと潤いのある社会づくりである。企業の中や家庭生活の中で、子育てに積極的に取り組む姿勢と環境づくりも必要なので、関係機関と連携を取り合い、子育てのための健全な社会づくりや家庭づくりを進めていく。

障害者に対して

どのような対策を

問 高齢化社会のもう一つの側面は、障害者対策である。町において、障害者に対してどのような対策を持っているのか。いわゆるノーマライゼーションという考えの中で、健常者と同じように暮ら

せる社会をつくるべきではないかと考える。

道では、平成十年から十四年の五年間の、福祉事業の施策についての案をつくっている。その中では、障害者に対する理解と交流の拡大、それから教育と早期療育の推進、雇用と就労の充実、各種サービスの充実、生活環境の整備、そして障害者の情報提供と福祉機器の充実、こういうことがうたわれている。そしてまた、プランの総合的な進展を図るために、各市町村が真剣に取り組まなければならないということである。

当別町にどのような施設があるのか。障害者についての温かい思いやりがあるのか。何よりもこの障害者ノーマライゼーション、一般の人たちと一緒に暮らせる社会をつくるべきではないか。

次に、知的障害者、精神障害者、それから中途障害者、この人たちに対する対策はどうか。知的障害者も含めて、デイサービス、あるいはリハビリテーション、そういう施設、いわゆる収容施設、通所施設、分かり易いというと授産施設という考えがあるが、そういう取り組みを町としてやっているのか。

次に、過日、道新に道グループホーム的な考えで、対応していくという記事があった。グループホームというのは、痴呆にかかりやすい人、痴呆になった人、そういった人がお互いに支え合いながら、小規模な施設の中で家庭生活をとにもするものである。分かり易いといえば、障害者のアパート、そういう考えもあるし、あるいは授産施設というような通所型の施設をつくっていくということも必要である。そういうことで、当別町が、他町村に先がけて検討していただきたいと思う。

町長 障害のある方も地域社会の中で、普通に生活ができるように、ノーマライゼーションの理念に基づき、北海道障害者プランが平成十年から新たにスタートする。町としても、障害者対策として障害の早期療育をはじめ、医療費負担、リハビリ教育などを実施している。

施設的には、広域的観点から近隣市町村の利活用を図っているが、今後介護保険等による痴呆グループホームなどの施設も必要なことから、道と協議して検討していく。

執行方針に  
自分の言葉がほしい



泉亭 俊彦 議員

当選したが金はないは変  
問 町長選挙のあった昨年は、前年対比十三億円増の大規模予算を組んだ町長が、選挙が終わって実質的に公約を実現すべき今年度に前年対比、実に一七%減と言うことは、

極めて期待はずれの遺憾な予算である。二十一億円減の一般会計予算しか提案出来ないのに誠心誠意、財政内容の説明に時間をかけない姿勢は誠に不誠実である。一般的に首長選挙がある場合は当初予算



は骨格予算で当選してから、新首長が政策予算を組むものである。

しかるに、町長はこの反対の結果になったことは、昨年と今年の町債の起こし方を見ても、弁解の余地のないところである。どこで財政計画の狂いが生じたのか、町民に分かるように説明願いたい。既存の事業の見直しをすれば、町民に明らかにして協力と理解を求めるのが執行方針演説ではないのか。

**町長** パブル崩壊後の地方財政を取り巻く環境は、予想を上回る厳しい状況にある。特に、国の法人税の落ち込み、所得税減税等により地方交付税が伸び悩み、また町内においても土地流動化の沈静化、人口増加の鈍化傾向により町税も伸び悩みなど、歳入財源の伸び悩みが顕著になってきている。又、長引く景気低迷の経済情勢に対する行政の役割として、財源不足の中、借入金に大きく依存をしながら、これまで公共事業の積極的な事業展開を図ってきており、この起債借入が多額となり、その償還負担の増加が財政運営を圧迫する状況になってきている。こうしたことが

財政状況悪化の大きな要因と考えている。

既存事業の見直しについては、ハード事業についても当初計画の事業規模、事業期間等、進捗調整を含めた見直しが必要と認識しており、既存のソフト事業についても時代の変化とともに、再評価をしていかなければならないと考えている。

#### 森林組合の支援を

**問** 現在当別町では森林組合が約二億円の負債をかかえ、森林組合から町に対して支援を要請されている。町の返答は、出資金分の責任は感じていると言うものだが、これでは「何も出来ないが香典だけは用意している」と言うような内容ではないか。町長の選挙公約九ヶ条の中に「農林業を守る」というのは何だったのか。私は、地球的規模で環

境が重要視されている今日、森林組合に対する支援は行政にとって重要なことと考える。森林組合は決してつぶしはならない。

森林の公益的機能は、極めて大きいのである。森林づくりを支援している組合を、救済する手法を町長は真剣に考えるべきである。

かえりみれば明治四十二年、吾妻阿蘇男村長は国が放出した三千ha国有林を千載一遇のチャンスと考え、鹿野・大山・石本・山田・戸田・千葉と言う当時の有力村議等と相図り、国有林の払い下げを決意したのが今日の当別町有林なのである。後に、当別町の学校がこの山のおかげで建築出来たことは、知る人ぞ知るところである。この英断をした、吾妻・鹿野・千葉・戸田氏等の全てが伊達藩の方々であった。組合は植林の他に



全国的に厳しい林業経営

ゲタの製造や家具工場、薄皮工場、チップ工場を経営し、椎茸菌や苗畑経営と時代の流れと共にいろいろ事業に取り組んで来た。

町長は、森林

組合については、当別町も出資者の一人として出資株の責任は考えていると答弁しているが、誠に淋しい考え方と言わざるを得ない。事の重大性を認識すべきであると強く申し上げたい。

森林の公益的機能は四兆円にもなると言う事は、今日誰でも知っている。当別町は行政面積の三分の二が森林であるがゆえに、「道民の森」の誘致に全力をあげたのである。

私は過日、石狩西部広域水道企業団議会で、「道民の森」は天然林ではなく、今ある自然は当別が守り育てて来たものであることを力説した。自然を守るには人手とお金が必要なることを話たかったのである。かつて、道有林は盗伐や山火事で荒れ果てた姿から、一本一本手入れをして素晴らしい人工林に変えたのは、青山の農民達であった事をして、最も自然を愛した彼等は自らの手で育てた自然の涵養林があるが為に、ダム建設による移転と言う形で自然から離されることになる思いを、発言せずにいられない。

森林組合が、森林づくりの担い手としての役割が果たせる様、援助を強めることは道民の森のある当別町の行政で

は、当然のことではないか。

現在の森林組合の役員は、皆さん高齢者であり、若い時代から何十年も森林づくりに精力を注がれた方々ばかりである。そういう方々に、斜陽の産業をおしつけた形で責任をとらせることは、間違っていると考える。「道民の森」のある当別町で森林組合が倒産することを見過ごしてはならない。森林組合の土地や山林を、当別町が買収して救済策を考えるべきである。森林組合所有の対雁の九千坪の土地は当別町として、今後福祉行政等に大いに活用出来る土地と思われる。今日我々は、先人が下した立派な判断の恩恵を受けているが、次の世代に我々は、正常な判断をしなければならぬ。町長の森林に対する深い造詣と思いやりの答弁を期待する。

**町長** 泉亭議員の発議のとおり、森林の持つ多面性、公益的機能の維持の重要性については思いは同じである。

森林組合から、平成九年十二月十七日森林組合再建に当たっての支援に関する陳情書が提出されたが、具体的内容が明確でないことから、文書照会をした。回答の内容を見ると、特に再建の柱である工



場用地の買上をしてほしい旨の要請だが、現時点で当別町が公共用地として利活用出来るかどうか、慎重に検討したところ、購入目的がないことから買上は困難な旨を回答したところである。

また、先に千葉議員の一般質問に答弁したように、町としても出資者の立場からも、一定の負担をせざるを得ないと考えていることは、現在も変わらない。

**本気でない**

**町民主権・町民参加**

**問** 町長の町民参加型の行政と言うのは要するに、町民の方々に一定の形式的な手順で意見を聞くことで、町民参加と考えているのだろうかと思

う事がある。町長はまだ限られた範囲の人、つまり自分を支援してくれた町民に重点を置いていた姿勢を感じるからである。私は先にも、一般質問で無名の新しい住民でも沢山町政に参加させるよう、各種委員は広く起用することを提言したが、未だにその結果は見えない。例えば、都市計画審議員にしても、用途区域の指定をした時に住民の意見が沢山あった。都市計画の審議会は大切な審議をするので

すから、町長は夫々の地域の住民の意見を反映される様な立派な人材を全町から選任すべきであり、自分の好みだけであつてはならないと思う。町長が公平な考えを実際に形で示さないで、議会の中でもいつまでも町長派、反町長派みたいな確執が続き、決してスムーズな議会運営になつていないのである。この議会で監査委員の選任の案件もあるが、反町長派と思われる人物には、監査委員にさせられないと言う話が、議員の中にあるようだが、それでは町長が目指す透明性の高い清潔な行政と言うことを誰が証明するのか。

例えば、公園の管理作業の請負を、平成八年、九年と突

然札幌勤労者企業組合が指名され落札しているが、どうしてなんだろうと言う不満がこぼれている。悲しむべき噂ではあるが、伊達町政がいかに公平公正を標榜しても行政上に形として示さなければ、町民には分かりにくいのである。町民参加の公正な町政を進める上で、特別な考えや手法があれば、説明願いたい。今回の行政執行方針には、情報公開については殆ど述べていない。私は伊達町政に最も

必要なことは、情報公開であると考えている。それは時代の要求だけではなく、当別町が当別と太美の二極に分かれている事と、最近新しい住民が増えて新旧の町民が存在するからである。情報は可能な限り公開すべきである。私は議会の様子をビデオ等で、もっと公開するのが一番必要な事と考えているが、町長は今年度を情報公開に関して何も考えていないのか伺いたい。

最後に福祉について伺いたい。今年度は福祉を重点に進めると言っているが、在宅介護支援センター、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設を基本とした、在宅

複合型施設は国や道の補助対象になるが、当別町としては町が実施するのか、社会福祉法人等にまかせるのか、町民が将来濃密な介護制度の恩恵を受けられるかどうか重要な点なので、町としては明らかにしなければならぬ点である。町が、事業を実施するのであれば、用地の準備や施設の基本計画に今年度入らなければ時間がない。もし、民活で行うのであれば、手を上げる所に用地の支援をして、強力な指導を行う姿勢を示すべきである。民活利用か、町独

自かはつきりと考え方を伺いたい。

**町長** 民主的な行政運営の手法として審議会、委員会等を通じて、各界各層の町民の皆様のご意見を伺い、よりよい効果をおさめている。その人選においては、有識者及び、各種団体の代表者を主体に行ってきたが、今後はより一層一般町民の皆様に参加をさせていただくためにも、男女、年齢、階層、地域性の問題もバランスを考えながら人選をしていく。

なお、議会議員選出の監査委員の人選については、慣例に従い、現在議長に推薦を依

頼しており、その結果を尊重していく。

次に、情報公開について平成十年度は、個人のプライバシー保護を目的とした保護条例の制定、救済制度の確立、管理体制の確立の三点を基本に制度化に向けて取り組んでいく。

次に、福祉施設についてであるが、町として検討しているのは、保健福祉サービスが一体に出来る複合施設であり、用地については、現在所有者と協議中であるが、建物は町が建設し、事業の一部については、社会福祉法人等に委託を考えている。

**町長が掲げた公約を  
どう実行するのか**



堀 梅治 議員

**問** 十年度予算の評価について私ども共産党は、町内自治体部会と言うのがあり、一定の人達が集まって町長の施政方針、そして予算書を何時間かにわたって検討した。

総合的に言えば、何とか反対しないでも済む予算になっていると言うのが、私どもの結論である。

それは、当別町の置かれている財政状況を踏まえ、そし





早い春に、順調に進む農作業

て町民の各層の考え方、議会の各層の考え方を万遍なく取り入れながら、町長が掲げた九項目の公約に、どう忠実に実行に移すかと言う工夫のあところが見られる、福祉行政で一定の前進もある、そういう点で、基幹産業の農業に対しても土地改良事業などは、市町村の中では先進的な役割も果たして、一定の負担割合に応じた負担は率先して、農業を守るための施策を町長は実施に移して、今議会でも提案されているという点については、評価もしている。

ただ、町長に伺いたいのは、交付税は全国的には二・三%増の予定をされているながら、国は交付税法に基づいて各市

町村に配分すると、財源が二兆七千六百億円不足する。ところが、国は交付税法を改正しなければならぬのに、この不足財源を国と市町村がそれぞれ起債で折半して補填するという方法をとっている。それが当別町に、どんな影響があると町長は考えているのか。

又、昨年の農業は、大暴落によって農業が行き詰まっている。これは悪名高いミニマムアクセスを受け入れたことが、税収不足につながったが、町民の大変な苦しみや不景気になっている。これを町長は国に向かって、言うつもりがあるのか。もし原因をきっちりつかんでいないと、漫然と財政が大変だと一般町民も思ってしまう。先ほど町財政は悪化していると答弁しているが、私は決してそう思っていない。去年に比べると二十一億円も少ないが、恒久的な財政計画と全くかけ離れた予算なのかどうか伺いたい。

次に、基幹産業である農業には、確かに一定の予算が組んであるが、しかし後退したものもある。昨日私のところに電話があり、カメムシに対する予算が出ていないと言っ

ていた。カメムシは、道路から転作畑も含めてまかなければ予防が出来ない。昨年は、無農薬で米を作った人は、米が一つも売れなかったそうである。そのぐらい昨年も、カメムシの発生がひどかった。何としても、六月議会では復活してもらわなければ困るし、それと同時に、転作が強化される中で奨励金その他の制度も変わって、農民に二年間の時限立法を、理解されながら受け取っていただくような措置をする為、町長部局と農協が一体となって強力な体制が必要であると思うが町長の決意を伺いたい。

それからいま一つ、今年新しい制度が出来るということで、大変な作業をしている。国営事業の大事業として、全体で篠津土地改良区では百四十四億の事業で、これに町は千百万程度のお金を八年間続けて負担する。当別土地改良区も適用されると思うが、町長はこの事業をどう考えるのか伺いたい。

町長 議員発議のとおり地方交付税の増額措置のうち二分の一づつを国、地方が負担することとされ、今後、地方が償還しなければならぬ性格のものである。ここ数年、こ

うした状況が続いており、法定交付税率の改正も含めた、国と地方の税源の配分見直しが必要と考えており、今後も町村会等を通じて国に要請していく。

次に、九年度と十年度の予算総額の関係だが、平成九年度は転作に係わることも補償九千六百万円、春日団地建替事業五億五千六百万円、西当別コミュニティセンター建設七億五千九百万円、中小屋小学校新築三億九百万円と、大規模事業の完成で九年度より二十一億円の減額予算となっている。

次に、カメムシ防除にかかわる補助事業の件だが、国は米をめぐる状況を克服して、米政策全般の構築を図ることを目的として、平成十年度より二カ年にわたり新たな米政策を実施することとなり、この内容について不透明な部分も多く、今後の検討課題と考えている。

次に、本年より実施される緊急生産調整推進対策であるが、従来より生産団体とともに推進を図っており、新たな対策でも従来同様、協調し進めていくし、生産者に制度の内容を理解をさせていただくよう努めていく。

次に、新規である地域用水機能増進事業については、事業主旨からも適当と思慮されることから、どのようなメリットがあるのか、札幌開発建設部に伺い、当別、篠津中央両土地改良区と協議をし、検討させているので理解願いたい。

#### 急がれる高齢者福祉対策

問 先ほどから林議員や泉亭議員からも質問のあった、お年寄りの問題である。

少なくとも私どもの死に場所を早急に作ってもらいたいと言うことが、老人クラブの人達すべての願いである。あの意味では、文化会館よりも優先しなければならぬという話もあるぐらいの願いである。年をとらない人は一人もいないし、死なない人もいない。自分の死に場所、自治体が責任を負わないで民間に責任を負わせて、住んでみたいまち、住んでみてよかったです。ち当別にならないと思う。

国は、お年寄りや子供の問題を、段々地方自治体にしわよせしてきて、介護保険の問題等も大変な問題となっている。少なくとも死ぬときの自分達の死に場所を、自分達の町で自前で持つと言うことを



念頭に置いて、答弁願いたい。  
**町長** 本人や家族が在宅や老人福祉施設を利用して、安心して生活できる体制と施設整備は、重要な施策であると認識している。そのため、ソフト面では平成十年度開設を計画している在宅介護支援センターや訪問看護ステーションを初め、ホームヘルパーの増員、給食サービス、入浴サービス、短期入所、除雪サービスなど、高齢者の福祉向上を図るように対応している。  
 一方、ハード面では保健と福祉サービスの機能を合わせ持つ、複合施設を検討している。また、痴呆や寝たきり高齢者が安心して介護を受け、安心して生活できる施設の整備については、民間の医療法人の誘致等の方法も含め検討していく。

情報公開により

行政の透明性を

**問** 私どもも情報公開の問題というのは、大事な問題だという位置付けである。とりあえず町長に伺いたいのは、入札の透明性である。先進的な町村では一般競争入札が導入されたり、入札が終わった後には予定価格の公表をした後、それから積算の資料を公

開すると、これが町民に信頼感も与えるし、入札も透明性を増すのではないか。特に町長の考え方を伺いたい。ただ、町内業者の育成をしたいという事で、町内業者が多く指名されているようだが、私はそれを急激に変えて一般競争入札をオープンにせよと言っ

# 財政計画に基づく 予算執行を



千葉 莊康 議員

ているのではなくて、第一段階、入札後の予定価格公表や積算の資料を公開して、住民に広く透明性を増していくという方向を差し当りしていただきたい。この当別町でも苦い経験もあるので、これらの透明性について、情報公開に対する決意を伺いたい。

**町長** 従来から入札指名業者名の公表及び、入札結果の公表をしてきたが、平成八年八月からは、四半期ごとの発注予定工事の公表、あるいは平成八年度分から業者別会計年度受注額の公表等を行い、透明性、競争性を確保すべく改善してきた。議員発議の予定

**問** 先の質問議員は、これから訪れる社会福祉行政の問題を適切に、町長に質問したわ

四役の期末手当の

減額理由は

けである。私も同じような考えを持つている。町長の公約と同時に、「行ってみよう」といいうまを築きあげた先輩各位の方々が、今後生き甲斐を求めながら、当別町にどのような施策を求めているのか。この辺を反省しながら今回の予算を見ると、そのことが重要視されているのがどの辺にあるのか。又、社会の通例として少子化問題、どうして今現在少なくなっているのか。このことを考えると、私は大変大きな問題になるのではないかと思う。これが町財政にどの程度負担が出てくるのか。我々が、今やらなければならぬことはなんだろうか。それは先の議員の発議に触れていた、財政計画である。

ことである。何のためにするのか理由を伺いたい。  
 その理由によつては特別職はどうなのか、特別職は私をはじめ議員も入る。四月以降、町民に対して水道料金をはじめ、幼児教育の場、その他いろいろな形の中で負担をしてもらう。そのことが、長年にわたつて条例改正をしなかつたから、そういう責任の形の中で、自分達四人だけが財源補填しようとするのか。もし、そういう考えで上程するならば、大きな間違いだと思つた。その辺誠意ある答弁を願いたい。

ならないということである。冬を、楽しく過ごしている市町村がある。自分のまちを、どういうぐあいにしたら喜びがあり、汗を流す喜び、そして楽しみにかえていくのか。  
 雪を、何か邪魔のように扱っている傾向があるが、自分達の生活から離すことのできない、冬期間である。かつては、雪山を作つて旗を立ててその旗をとるとか、雪上騎馬戦だとか、色々なことをして楽しんで経験があると思つた。  
 そのような事を、これから考える余地があるのではないか。  
**町長** 期末手当の減額については、景気低迷の経済状況のもとで町民の皆さんに、厳しい生活環境の中で料金の引き上げと、消費税の転嫁をお願いするにあつて、行政執行の立場から苦しみを、とも

議案の十一号、十二号には町長並びに助役、収入役、教育長の手当を減額するという



に切り抜きたいという気持ち  
を表したものである。又、発  
議にあった、同じ特別職の立  
場での議会議員の皆様につい  
ては考えていないので、理解  
願いたい。

次に、雪のかかりについ  
ては、親子などが、雪と楽し  
く触れ合いを多く持てる機会  
をつくることは、雪国に生活  
する私達と切り離すことが出  
来ない課題と考えるので、各  
種行事について青年会議所、  
体育協会、子供会育成連合会、  
当別町歩くスキークラブなど  
の協力をいただきながら進め  
ていきたい。

#### 教育行政は、中・長期

##### 計画が必要では

問 当別の財政状況は、本  
当に大変なのか。もし財政が厳  
しくて色々なことが出来ない  
とするならば、これは財政計  
画に問題があるといわざるを  
得ない。私は、議決機関とし  
て町長が提案した社会的投資  
は評価している。しかし、町  
政懇話会の成果が、予算にあ  
まり反映されていないのでは  
ないのか。それにはやはり、  
財政の立て直しを、しなければ  
ならないと思っている。

当別ダム対策では、肝心の  
水没する町有地の面積や、財

産区分があきらかにされてい  
ない。又、あそこには、学校  
があり土地は寄付採納してい  
ると私は記憶している。目的  
が終わったならそれは、どうな  
るのか。

次に、国際交流についてだ  
が、昨年教育長は教育委員に  
選任されるとすぐスウェーデ  
ンに行き、交流を交えたと思  
う。そこで、一番大変だった  
のは言葉ではなかったのか。  
文化を覚えることも積極的に  
しなければならぬと思ってい  
るが、言葉の弊害を痛感し  
たのではないのか。次に交流  
を行う人達の問題として、英  
会話会得のため、何らかの措  
置が必要ではないのか。

##### 次に、当別の総合計画では

「将来を見極めた中から学校  
の適正配置の計画を進める」  
となっているが、それは距離  
なのか、人数なのか。又、計  
画の中では「当別幼稚園、鉄  
北幼稚園の統合」「当別南地区  
には南部小学校の新設」この  
ようなことが書いてある。

老朽化した木造校舎の解消  
や、複式学級の解消等本町の  
重要な課題があり、教育行政  
では少なくとも中・長期計画  
を立てるべきではないのか。

町長 当別ダム建設に伴い水  
没する町有地については、青

山墓地、青少年の家、青山会  
館、青山中央小・中学校教員  
住宅、公衆用道路等、概算で  
約六十二haである。その他、  
付け替え道路に関する面積が  
約六haとなっている。又、補  
償について民間と公共施設の  
格差については、原則的に変  
わりないと聞いている。

なお、三月補正で議決をい  
ただいた青山青少年の家、青  
山会館の用地については、九  
年度売り払い分としては九千  
四百二十六㎡、四千五百五六  
万八千円となっている。又、  
寄付者、あるいはその相続人  
等から、過去に寄付を受けた  
土地の返還を求められた場合  
の取扱については、解除条件  
付きなど負担寄付でなく、



世界へはばたくためにも語学力を

単に用途を指定した寄付の場  
合、返還の義務を負うもので  
はないと判断している。

教育長 話せる英語教育の必  
要性は、中学校教育でも求め  
られるところであり、授業の  
中での会話や、ヒアリングを  
多く取り入れていくことが大  
切であると考えている。その  
ため、本町では平成三年より  
AETの導入や、外国人留学  
生の受け入れ等、積極的に行  
い、交流を深める中で語学力  
をより確かにして行きたい。

次に、学校の適正配置等の  
考え方は、規模や人員を踏ま  
えた配置計画であり、財政計  
画とも連動した中で教育効果  
を上げるため、各施設整備に  
取り組んでいく。

#### 障害者に優しい

##### 役場庁舎を

問 施政方針の中で、障害者  
の問題については、総論とし  
ては最も町民受けする、議会  
受けする言葉が出ている。し  
かし、反省するところは反省  
して欲しい。例えば、役場庁  
舎である。私が障害者になっ  
た場合、一階で用事が済めば  
よいが、二階、三階に行くに  
は苦勞する。小さいのでもい  
いから、エレベータをつける  
ことが出来ないのか。

こういう投資は、体験をし  
たり、そう言う処遇にあわな  
ければ、なかなか思いつかな  
いものである。しかし、その  
ことを予測しながら、対応を  
先取りすることが必要ではな  
いのか。早急に検討すべきで  
ある。

次に、先ほど議員から森林  
組合の問題が出されていた。

もし仮に不幸にして森林組合  
が倒産となった場合、行政に  
どういう責任があり、森林組  
合がなくなると、行政でどの  
ような役割をしなければなら  
ないのか。不幸にして、最悪  
の状態がきたとするならば、  
自分の町有林だけを守ってい  
くのか、民有林はどうするの  
か。私は、今こそ町長に勇断  
をもってやらなければならな  
い、一番の指導を発揮しなけ  
ればならない状態ではなから  
うか。森林の公益性、これは  
先の議員が、るる説明してい  
るので重複は避けるが、町長  
の誠意ある答弁を願いたい。

次に、職員の健康管理につ  
いてだが、それぞれの立場で  
健康診断を受け、休暇は休暇  
として、今年一年間は特に有  
給休暇を十分取って、そして  
その休暇が終わって帰って来  
たときは、「よし、おれは仕事  
をするぞ」というような覇氣



# 平成10年度当別町各会計予算審査特別委員会

## 総額165億8千665万千円

### を原案どおり可決する

のある職員になるよう、体制を作るべきではないのか。

**町長** 障害を持つ方に優しい役場庁舎の視点から、エレベーター設置についての質問であるが、現在の庁舎は建築後二十八年経過しており、構

造上や強度の問題もあることから、調査する時間をいただきたいと考えている。

次に、森林組合についてだが、私は民有林の振興は森林組合が、その任に当ることが最も望ましいと考えている。

森林組合としては、現在再建計画に基づき、鋭意努力しているところであり、議員発議の事態を想定しての答弁は控えさせていただく。又、町が森林組合員となっているのは、民有林を所有しているこ

町長から提出された平成10年度各会計予算は、関連議案と共に三月九日本会議に上程され、提案理由説明後、全議員が構成する予算審査特別委員会に付託され、九日～十六日(十四、十五休会)まで審査し、その結果、各項目にわたり意見を付し、原案のとおり可決すべきものと決定、十六日の本会議に報告され、可決しました。

#### 平成10年度予算構成費



- 委員長** 内海 英徳 議員  
**副委員長** 後藤 正洋 議員  
**報告書起草委員会**  
 小武 議員 柏樹 議員  
 竹田 議員 宮本 議員  
 木屋路議員 島田 議員

#### 総務費

##### 主な質疑内容

とからである。なお、森林組合法第七十七条で国及び、都道府県は組合に対する助言、指導等を行うこととなっていることを申し添える。

次に、職員の健康管理について、健康は、自己管理が基

本となり、そのための職場環境として有給休暇、ゆとり休暇制度、産業医による健康相談指導、専門機関による検診を実施しているが、今後一層健康に対する意識の向上と環境整備に努めていく。

**村上委員** 緑化推進コミュニティ助成事業の内容と、七十万円の根拠を伺いたい。

している。今後についても、この事業が活用できる限り、申請はしていきたい。

**企画課長** 美里町内会から、公園に植樹をすると申請があり、北海道自治総合センターが町を経由して補助するものである。尚、北海道自治総合センターは、財団法人で、各種市町村が行うコミュニティ助成事業実施要綱により、地域の住民コミュニティ組織に対して、緑化関係の補助をするという内容となっている。又、この団体として、自主防災組織等に対するの補助事業もある。

整備の内容は、果実性の樹木を植える内容となっている。**村上委員** 公園を作る段階での補助は可能なのか。

**村上委員** 町内に周知をしていないから、申請がないのではないのか。又、七十万円を助成して、何を整備するのか。

**企画課長** 出来上がった公園に不足しているものと言うことである。

**村上委員** 町内会からの相談により、それに該当する事業を上部機関とも協議をし申請

**村上委員** 東町・緑町会館の建設用地は、地域住民が合意しているのか。

**総務部長** 東町、緑町の役員会で決定された事項である。

**竹田委員** 青山会館の建設場所は、何処になるのか。次に、東町・緑町町内会館について、保健所から会館への道路整備等が必要と思うが、その点について伺いたい。

**助役** 町道整備の中では難しい面も有るが、まちづくり、民間の造成等を長い目でみながら、町として支援できるものについては、支援をしていきたいと考えている。

助役 町道整備の中では難しい面も有るが、まちづくり、民間の造成等を長い目でみながら、町として支援できるものについては、支援をしていきたいと考えている。



**財政課長** 青山会館の移転先は、現会館から二・一km南側で、道道当別浜益港線沿いを予定している。

**川村委員** 財政管理費の除雪委託の場所を伺いたい。

**財政課長** 役場庁舎前、旧金沢小学校教員住宅、旧高岡小学校教員住宅の除雪である。

**川村委員** 太美駅の駐輪場、駐車場は含まれていないのか。

**財政課長** 財政管理費には含まれていない。尚、土木関係で、町道部分の除雪ということで対応している。

**宮本委員** 災害時の避難場所については、住民に周知徹底されているのか。

**総務課長** 避難場所は、各町内会とも相談しながら指定をきている。

**高谷委員** (仮称)当別花と緑の町創造推進協議会の内容と、補助の使用目的を伺いたい。

**企画課長** 交流の道として、道道浜益港線を「森の道」、国道二七五号を「花の道」と北海道が位置付けをし、その中

において、昨年イベントを開催し、即売等を行い好評であった。したがって、当別町の花を、生産者には意欲、消費者には消費拡大をというところから、協議会を設立し、イベントを開催していこうとい

うものである。尚、予算については、PR用の懸垂幕、新聞チラシの折り込み等を考えている。

**高谷委員** 当別・レクサンド都市交流協会補助金は、レクサンドから来町することに對する予算措置なのか。

**企画課長** その費用も含んでいる。

**島田委員** 町長交際費が、対前年百万円の減となっているが、理由は何か。

**総務課長** 平成八年三月に当別交際費及び食糧費取扱基準を設けて、執行した結果、平成十年度は、六百万円程度の予算で対応できると判断している。

**島田委員** 除雪委託の予算の積算根拠を伺いたい。

**財政課長** 役場進入路、駐車場については、ロータリー除雪車、シヨペルローダーの稼働分の日数等を年平均で積算して、それぞれの除雪の単価等を積算し、諸経費をみた中で、予算を計上した。

**旧金沢小学校、旧高岡小学校** 校については、屋根の雪おろしといった作業内容であり、作業員等の計算をして、シヨペルローダーの機械借り上げ相当分の委託計算をし、予算計上している。

**島田委員** 町有施設の除雪はいつから委託になったのか。又、そこを管理している人ができる範囲で、やるべきこともあるのではないのか。

**財政課長** 平成八年度の冬から作業中の事故の危険性等、これまでの管理のあり方の反省も踏まえて、民間業者への委託に切り替え屋根の雪おろ

しの徹底をきている。

**島田委員** 町内会館の除雪はどうなっているのか。

次に、当別ふるさとを語る会の補助金が、本年度計上されていがないがなぜか。

**総務課長** 当別地域集会施設等運営費補助金交付規則に基づき、除雪経費については、対象経費になっている。

**企画課長** 当別ふるさとを語る会の補助金については、当初には事業内容が定まってい

ないので、予算計上していないが、今後協議になったときには、対応を考えていきたい。

**泉亭委員** 町長が、施政方針で述べている事務事業の見直したものがあのか伺いたい。

**総務部長** 税務課、下水道課、町名整備の関係、地籍という

いろいろな部局が管理する図面があるが、平成十年度は地籍の図面を基礎として一元化を図った。

**泉亭委員** 税の徴収事務の見直しはしたのかどうか伺いたい。

レクサンドと当別町と交流をはじめから、町費で総額

いくら投入しているのか。又、レクサンドと当別町との姉妹提携したことによつて、交流をどう評価しているのか。

役場職員の中で、長期間健康を害している職員は何人いるのか。それに対して、それ

の係ではどう対応しているのか。

参議院の選挙があるが、即日開票できる体制になっているのか。又、選挙の立会人だ

とか選挙管理者についても、事前に公表できないのか伺いたい。

**町長** 税の徴収体制の強化は必要と考えており、全体職員

の配置見直しの中で進めていきたい。

次に、レクサンド市との交流については、これまでの十年間、そして昨年の中学生の

訪問は永遠に続く交流のステップであり、心と心をつ結び、人的交流はもちろんのこと、行政、教育、福祉、文化、経済、スポーツ交流へと発展するものと確信をし、この十年間の交流は意義深いもので

あったと思う。今後も益々深い絆が結ばれるよう努めていきたいと考えている。

**総務課長** 長期入院療養している職員は一人であり、休職

発令後、職員の補充をしている。次に、選挙の関係については、即日開票の方針で進めている。又、立会人の公表については、委員会の決定後であれば希望により公表することが

できる。

**企画課長** 当別・レクサンド都市交流協会に対する十年間にかかわる補助金の総額は、六千三百二十四万三千円と

なっている。

**泉亭委員** 「道民の森」周辺の振興策について、道は時のアセスで見直しを検討している。町長は、ゴルフ場についてどう考えているのか。

**町長** ゴルフ場とスキー場等を通年利用できる計画の早期実施を強く望んでいる。

**泉亭委員** 議会に陳情されている中身について、本当に心配しなければならぬものがあるのか伺いたい。

**企画課長** 反対する二団体から陳情書があがっているが、環境アセスメント、または水道企業団の水源調査の結果報告において、この事業につ

ては特に影響はないと回答を



公 債 費

得ている。

柏樹委員 地方債現在高が、十年度末には百五十六億円と二年間で二十四億円も増えている。これは、国が補助金等を打ち切つて、逆に起債を強いているからである。それは交付税で戻るから心配ないような表現だが、実際には借金がどんどん膨れ上がっていくのではと思うが、予算編成の方法として、どうとらえているのか伺いたい。

財政課長 国の補助金カット等の財源手当てとして、臨時公共事業債のルール分で交付税算入のある起債が認められている。しかし、後年度償還時点で八割の交付税算入ということ、二割の実質負担となつてはいる。こういった財源手当的な起債が増えており、最近の起債残高の上昇傾向の大きな要因ともなつてはいる。

職 員 費

柏樹委員 平成九年度当初と比較すると、その他の職がマインナスになつてはいる。各手当関係についても増減があるが理由を伺いたい。  
総務課長 平成十年三月退職予定者と平成十年四月採用予

定者を見込んだ数字である。柏樹委員 職員数がマイナスになつてはいるが、どうしてか。  
総務課長 職員数の中には、非常勤一般職員、嘱託職員の数も含まれてはいるので、全体で一人の減となつてはいる。

千葉委員 町長、助役、収入役、教育長の手当減額の総額はいくらか。  
総務課長 八十万三千三百円である。

民 生 費

竹田委員 福祉タクシーの助成事業の対象者は何人で、予算額が全て執行されているのか伺いたい。  
福祉保育課長 身体障害者手帳の一級から三級まで四百八十五人である。利用率は、約三十三%で、予算については交付対象の三十三%を計上している。

竹田委員 利用率が低いのはなぜか。  
福祉保育課長 重度の方が多く、家から出られない、または入院している方が多いからと思われ。

林委員 身体障害者更生援護施設措置費の内訳を伺いたい。  
福祉保育課長 身体障害者授産施設、重度身体障害者授産施設、重度身体障害者更生援

護施設、身体障害者養護施設の四つの種類の施設に十三人が入所しており、経費を町が負担している。  
林委員 リハビリを兼ねた収容施設を建設して、地域に呼び戻すような展望なり、ビジョンをもつてはいるのか。

民生部長 道全体のな中の計画の一つになるので、道と十分協議をしなければならぬと考えてはいる。  
泉亭委員 在宅介護支援センターを、母子センターに作る

と言つてはいるが、町が平成六年に出している計画書では、特別養護老人ホームに併設すると書いてある。どういう意図で変更したのか。  
福祉保育課長 在宅介護支援センターは、保健婦や看護婦を配置し、在宅に関するサービスを支援することが目的である。実施主体は当別町、北海道総合在宅ケア事業団に業務委託を考えてはいる。

次に、二月に開催した会議は、在宅福祉をどう進めるかということ、サービス調整会議を開催している。メンバーは、当別町、保健所、特別養護老人ホーム、老人保健施設職員である。その中で、在宅介護支援センター並びに、訪問看護ステーションの

設置について報告をした。民生部長 当別町老人保健福祉計画では、西当別地区に高齢者福祉センターを予定していたが、介護保険制度により計画を変更し、総合保健福祉センターを優先して建設するよう検討しているところである。  
泉亭委員 支援センターをつくることによつて、二十四時間体制や速やかな対応ができるのか。  
福祉保育課長 平成十二年の介護保険法の導入に当つて、夜間の巡回ヘルパーも導入しなければならぬと考えてはいる。尚、二十四時間の相談窓口をセンターの中に設置する。

泉亭委員 福祉事業を進めていくために、福祉法人や医療法人、医療機関に全面的な協力と、信頼関係を構築しながら進めていくという、認識を持つてはいるのか。  
助役 発議のとおり認識している。  
泉亭委員 今まで介護支援センターについては、特養に頼むと言つておいて、何の事前説明もなく、今度は母子センターでやる。そういう話では、今までの町民への説明を欺いたのではないのか。

柏樹委員 社会福祉協議会の役割はどうか。又、運営委員会を公開した形で進めるべきと思うが、併せて伺いたい。  
町長 社会の情勢や今後の介護保険に対応するため、本町地区に複合施設を建設する計画に変更したものであり、今後太美地区にもサブセンター的施設を建設していきたいと考えてはいる。尚、整備にあつては、医師会はじめ医療法人や社会福祉法人とも十分連携を密にして、取り進めていきたい。

福祉保育課長 高齢者サービ

画、老人保健福祉計画調査策定委託の内容を伺いたい。  
次に、人材センター補助金と公園管理委託の内容を伺い

福祉保育課長 高齡者サービ



たい。

**福祉保育課長** 介護保険事業

計画は、今後の介護のニーズ  
または、その介護の必要度、  
対象把握、介護の保険料を決  
定するための計画である。調  
査策定委託は、今後の人口動  
態、高齢者の動向、福祉保健  
医療の環境整備の状況、地域  
のニーズ調査、要介護者の現  
状、サービスの見込み量、今  
後の人材の確保、事業の見込  
み等を調査の対象としている。

次に、当別町いきがい人材  
センターへの補助金は、運営  
費、人件費その他物件費等を  
含めた運営に補助している。

公園の管理については、平  
成九年度に人材センターに委  
託しており、内容は草刈り、  
草の処分、遊具の点検、それ  
と軽微な補修となっている。

**川村委員** 老人ホームは建築  
後何年経過し、耐久年数は何  
年か。

**民生部長** 昭和四十七年建設  
で、耐久年数は三十五年と  
なっている。

**川村委員** 建物は天井が低く  
採光は悪い。明るい雰囲気  
の中で生活ができるように新築  
してはどうか。

**林委員** 養護老人ホームの住  
環境は非常に悪い中で、放置  
されている。全面改築しては

どうか。

**民生部長** 採光の悪いのは、  
廊下とホールと合わせて使っ  
ている建物の中心部である。

個室は、全部南側に面してい  
るので採光は悪くはない。尚、  
採光の関係については、調査  
し検討をしていきたい。又、  
新築等については、今後補助  
が認められない状態になるの  
で、難しいと考えている。

**高谷委員** 児童公園の予算に  
ついてだが、水飲み場やトイ  
レの設置について計上してい  
るのか。

**福祉保育課長** トイレの借り  
上げを一カ所予定している。

**高谷委員** 保育所の建物は、  
築三十年を超えているものも  
多数あるが、再整備について  
長期プランを持っているのか  
伺いたい。又、へき地保育所  
の建設当時の事情は理解でき  
るが、交通機関が発達してく  
ると統合して、新築する方法  
もあるのではないのか。

**竹田委員** 保育所の除雪委託  
が四カ所しか計上されていな  
いかどうか。

**民生部長** 保育所の整備につ  
いては、第四次総合計画の中  
で、長期的に計画を立ててい  
く。又、統合を視野に入れた  
発議については、社会情勢を  
踏まえ、地域に密着した子育

てを基本的理念として、第四  
次計画と整合を取りながら、  
検討課題と考えている。

**福祉保育課長** 除雪委託の関  
係については、屋根の雪が落  
ちない部分について、業者委  
託するもので、危険のない周  
りの除雪については、地域の  
方々にお願ひし、賃金対応し  
ている。

**村上委員** 介護支援センター  
の関係について、今年度母子  
センターに開設することのこと  
だが、建物は古く近い将来建  
て替えが必要になると思う  
が、どこに建てるのか。

**民生部長** 本町地区には、複  
合施設を建て、介護支援セン  
ターをそちらに移す。太美に  
ついては、それと別に独立し  
た建物を計画している。

**柏樹委員** 嘱託保健婦は、身  
分とか活動範囲に違いがある  
のか伺いたい。

**民生部長** 勤務時間に違いは  
あるが、身分的には職員なの  
で、町の職員と同じ考えて委  
嘱していく。

**林委員** 足の裏健康度測定業  
務委託の内容を伺いたい。又、  
医学的根拠があるのか、明確  
に回答願ひたい。

**民生部長** 健康まつりの一環

**衛 生 費**

として、どういう運動をすれ  
ば望ましいかという、運動能  
力の指導である。

**島田委員** 資源回収奨励金が  
昨年より百万円減額したのは  
なぜか。

**民生部長** 九年度当初千七程  
度予定していたが、実績見込  
みでは、三百三十程度と見  
込み補正をしている。十年度  
は四百七を見込み、単価を三  
円から五円に上げ予算計上し  
ている。

**島田委員** 町有施設ゴミ処理  
手数料の内容を伺いたい。

**住民課長** 不法投棄のゴミの  
処理と、北石狩衛生施設組合  
で処理できないもの、例えば  
大型テレビ等の処理する費用  
である。

**島田委員** 事業系のゴミにつ  
いて、当別町で何事業所が  
あって、自己運搬を指導する  
事業者が幾つあるのか。

次に、ダイオキシンが社会  
問題となっているが、家庭用  
や事業所の焼却炉について、  
どう指導しているのか伺いた  
い。

**住民課長** 六百十六事業所の  
うち、四百六十五事業所に自  
己搬入及び業者委託をお願い  
している。

**民生部長** 焼却炉関係につい  
ては、どうしても燃やす場合

は紙類だけという指導をして  
いく。

**高谷委員** ゴルフ場の水質検  
査は、十月と十二月に集中し  
ている理由は何か。

**住民課長** 除草剤は、八割程  
度散布された段階の調査とい  
うことで、十月、殺菌剤につ  
いては、雪の降る前に散布し  
て、その後雪が降ると同時に  
検査するので十二月となっ  
ている。

**泉亭委員** 委託している法人  
名を伺いたい。一回しか採水  
しないで、大丈夫といえるの  
か。

**民生部長** 委託業者は、札幌  
の協業組合公清企業である。  
尚、農薬を使う計画書が各ゴ  
ルフ場からくるので、散布後  
一週間以内の雨の降った直後  
に行うのが、測定の取り決め  
になっている。

**泉亭委員** 水質検査は、公清  
企業でなければ出来ないの  
か、可能であれば水道部で抜  
き打ち的に、検査をすべきで  
はないのか。

**民生部長** 道の許可を持つ者  
であれば出来る。九年度は、  
見積合わせをして、公清企業  
が落札している。

**水道部長** 水道部では、軽度  
な濁度等の検査をしている。  
農薬関係については、経費の



関係もあり、直接やっていない。  
泉亭委員 町民の生命に携わる問題なので、私は納得できない。

堀委員 農業の恐ろしさを嫌というほど知っているが、町民の不安を打ち消す中身にするよう努力すべきである。泉亭委員が言っているように、六月補正をしてでも、調査をすべきである。

町長 計画以外にも抜き打ち的に調査をする措置も含め、町民が安心して生活できるように水道部と連携を取りながら対応していく。

島田委員 蔵貸処理場は、平成五年で閉鎖していると思うが、管理委託の中に水質検査も入っているのか。

民生部長 管理委託の中には入っていない。今のところ、付近住民より苦情はないが、地域の方々の日常の様子なども聞きながら、必要があれば地下水の調査といったものも今後進めていかなければならないと考えている。

**農林水産業費**

高谷委員 農業を活性化するための目玉というか、重点目標があれば伺いたい。

農林課長 新たな米政策として国が制度化したものがあ

る。それは、生産調整対策、稲作経営安定対策、計画流通制度などの運営改善ということである。昨年大きな価格下落が発生した自主流通米の価格変動の緩和ということ、生産者及び国がそれぞれ補填をしあいながら、価格の維持を図るという制度が確立された。こういう制度の中で、効率よく運営され、価格の維持を図っていくことに大きく期待をしている。

経済部長 町として、農業生産組織の支援推進事業等新規に町費で予算計上している。

堀委員 部長や課長の認識は違うのではないのか。平成九年は一万四千元で補償されるが、平成十年の見通しは、西当別農協では一万二千五百円、当別農協では一万三千元、これが営農計画書の基本価格だそう。今課長が言ったその価格安定対策として、三年の平均価格の八〇％補填するというところで、ユキヒカリで一万五千七百円ぐらいになる。しかし、それには流通経費も倉庫料もとらないときの価格で、農協では流通経費は三千二百円位かかるといっている。今一度今年度の米の価格について、調べて答弁願いたい。

経済部長 米をめぐる情勢は委員発議のとおりである。当別町としては、農業委員会、農業団体とも協議し、これからの不安解消のために、上級官庁に要請活動を進めるとともに、農業者に勇気を与える施策を今後とも検討していきたい。

泉亭委員 基本財産である町有林の経営の目的は何なのか伺いたい。

経済部長 木材生産とあわせて、水源涵養あるいは森林の持つ公益的機能を十分發揮するような、そういう経営をしている。

泉亭委員 農業よりも、厳しい経営内容だと思うが、その点の認識はどうか。

経済部長 発議のとおり、林業情勢は、非常に厳しい環境におかれている。

泉亭委員 森林組合の経営内容も町有林の経営内容も同じ状況である。山に対して、町として温かい支援という心を出してほしい。

町長 森林組合の支援についてだが、現時点では要望を踏まえて十分検討した結果である。

**商 工 費**

村上委員 当別の基幹産業は

農業と商工業だと思う。農業と同じように商工業の皆さんも、元気の出るような施策が必要である。商工費に対する予算組について、全体の認識を伺いたい。

堀委員 村上委員の指摘のとおり、道路整備だけで本当に商店街を守り切れるのかと考えさせられる。商工業者の方々と膝をつき合わせて、どうやってそういう商店街の苦しみを多少でも和らげられるか、対応策を考えるべきである。農民に対するのと同じように勇気を与えるような施策の検討を町長の口から伺いたい。

町長 商工会のまちづくり委員会で討議された結果が、私の手元に参っているもので、それらの関係について大事にしなから、商工の振興を図るために努力をしていきたい。

**土 木 費**

小寺委員 公園管理委託について、都市公園法に基づく条例には、八カ所しか記載されていないが、なぜ十二カ所管理しているのか。

都市計画課長 二千五百㎡以上で開発行為、その他でできた部分についても、都市計画課で管理している。

高谷委員 公園の設計委託料は面積により増加するの、それとも、年々上がるものなのか。

都市計画課長 面積にもよるが、単価アップ等による増加がある。

高谷委員 あいあい公園の計画は四年間ということだが、財政的な面でのスケジュールを伺いたい。

島田委員 あいあい公園の取り付け道路は、利用しやすく配置されているのか。又、公園の名称は、どう決定したのか伺いたい。

川村委員 パークゴルフ場は計画に入っているのか。又、駐車場はどこに設置するのか伺いたい。

都市計画課長 この計画は、平成十四年三月三十一日までの四年間で、十年度一億千五百万、十一年度二億四千六百万、十二年度二億四千四百万、十三年度二億四千四百万を見込んでいます。

次に、取り付け道路は、メインの入口として十六線側としている。尚、住宅のある町道太美北部西七丁目線からの進入も考え、両方設置を考えている。尚、名称については、西当別小学校の一年から五年生までの方々から募集し、平



成九年四月に西部地区の町内会長、関連する各団体の方々にお集まりいただき、二カ所の公園名の決定を説明した。

次に、パークゴルフ場は、ゆうゆう公園に考えている。

あいあい公園の駐車場は、十六線沿いの舗装広場を一部駐車場として利用できるよう考えている。

**高谷委員** あいあい公園になぜ、野球場を作ることにしたのか、経過を伺いたい。

**都市計画課長** あいあい公園には野球場、ゆうゆう公園にはサッカーもできる多目的広場を考えて進めている。

**高谷委員** 野球場の建設要望が出ているのか。

**建設部長** 昨年の四月から、地域の町内会長、青少年育成会、婦人の層、老人の層、それぞれの方々と協議をし、太美の二つの公園の配置計画について、意見を伺っている。

その中で多目的に使える広場として、野球場等も計画の中でお願ひしたいとの話もあった。

**高谷委員** 当別には、サッカー場が一面もないのに、なぜ先につくらないのか。

**建設部長** 地域の方々から、絶対にサッカー場なんだと強い声があったとはいえず、や

はり野球場、そしてまた各種のイベントが出来る広場であれば、これでみんなで協議していこうと意見をいただいている。

**柏樹委員** 過去多くの議員もサッカー場建設に対し、熱望し町民も期待している。優先度としては、サッカー場ではないのか。

**川村委員** 地域の人から野球場という強い要望があったのか伺いたい。

**助役** 地域の皆さんと計五回にわたって協議を重ね、他の公園でサッカー場の計画があるのであれば、野球場を優先して欲しいという協議結果であったと聞いています。又、バツクネットのみの設置であり、多目的広場といえる施設配置である。サッカーの練習等にも使える広場であると理解願いたい。

**泉亭委員** 土木工事費全体で今年度は、どういうことを見直したのか。国や道は継続事業を終わらずまでは、新規事業を採択しない方針だが、町は、単独事業は何本あるのか。

**建設部長** 今年度は、新規の補助採択はない。単独については、二十九路線を計画し、その内三件が新規だが、早い時期での完了を目指してい

る。今後の見直しは、生活に直に関連するものを重点に、地域の生活優先の事業傾向になると思う。

**泉亭委員** 太美市街で、今要望されているのは、何件か、事業費と完了予定年度を伺いたい。

**建設部長** 今年度の計画は、継続事業四路線、新規二路線で二億七千万ほどを要する事業として計画している。早期完了を念頭におきながら、一般的には四、五年の事業年度で完成にむけて、努力していきたい。この他にも、要望が数力所きているが、現在まだ計画まで至っていないので、事業費等は算出していない。

**千葉委員** 公園関係の公有財産購入費の面積と単価を伺いたい。又、仮契約をしているのか併せて伺いたい。

次に、テニスコートは硬式なのか、軟式なのか。又、防風ネット等はどうか。又、防風ネット等はどうなっているのか。駐輪場は何処なのか。

次に、野球場にはフェンスをしないということだが、代わりになにをするのか。又、補助申請はどのようになってい

るのか伺いたい。

**島田委員** 用地の北側に用水路があるが、土地改良区との協議はどうなっているのか。

又、論議の中で、配置を変更する可能性はあるのか。

**都市計画課長** 全体面積は、三万五千八百六十六㎡程度と想像、今年度は一万二千㎡程度を予定し、単価は、近隣における公共事業での売買事例、道が出す基準価格等を考慮し、鑑定価格等を総合的に検討して価格を決めていきたい。尚、二年での買収を予定しており、仮契約はしていない。

次に、テニスコートは硬式を考えている。風の問題については、植栽による防風を考えている。駐輪場については特定の場所を指定しないが、各施設近くに、ある程度の空き地があるので、その利用を考えている。

次に、野球場のフェンスについては、一応土手というか法面をつくり、芝を張って、高さ一・五mを考えている。

尚、補助申請は、今後事業認可後ということになる。

次に、用水路の関係については、下にまだ農地があるので、それを生かした計画に可

能性については、いままです、五回の協議がされているので、この配置計画でいきたい

と考えている。

**千葉委員** 土地買収の仮契約も何もなしに、補助申請ができるのか。又、土地改良区との協議はしているのか。

**島田委員** 二年間で買収したら、単価は変わらないのか。

又、町道十六線は、将来どういう位置付けを考えているのか。

**都市計画課長** 仮契約はしていないが、同意書により都市計画決定に了解を得ている。

又、北側の用水路については当別土地改良区と協議し、機能に支障のないよう整備を進めることと、実施設計策定後は詳細協議をすることとなっている。

次に、用地取得の時期については、平成十一年の一、三月と、十一年度の早い時期に考えており、単価については、同一単価で願ひすることになると考えている。

次に、十六線都市計画道路については、地域の主要道路として、今後その位置付けについて検討していきたいと考えている。

## 教 育 費

**高谷委員** 幼稚園の通園バスについてだが、朝はスクールバスとしてスウェーデンヒル



ズを經由し、子供を乗せて玉泉寺に集まり、その後通園バスとして当別へ向かう形になっているが、帰りはどうか伺いたい。

**管理課長** 当別幼稚園から出発し、鉄北幼稚園、国道三七、スターライトを經由して玉泉寺に停車している。尚、ヒルズの園児についても、ここで下車し、父兄のかたが迎えに来ることになっている。

**高谷委員** スクールバスを利用して、登園については、子供たちが利用できる。非常にすばらしい事業だと思う。教育委員会の方針が、変わったのか。私は、通園バスをプロードタウン経由で、運行すべきとの気持ちは変わっていないが、委員会としても考える余地があるのか、その辺も併せて伺いたい。

**千葉委員** 青山へのバスは、勝円寺以北フリー乗降をとっている。幼稚園であつても、より良い方向へもっていくのが、本来の姿ではないのか。

**堀委員** 現在送迎していかない地帯で、どのくらいの園児がいるのか。

**教育長** 予算委員会の審議の経過を踏まえ、陳情のあつたブロードタウン地区の送迎については、現有のバスの運行

範囲内で十分検討し、冬期間の運用に前向きに検討を重ねていきたいと思つてゐる。

**管理課長** 町立幼稚園に通園している子供は、全体で百四十二人である。太美地区から四十二人、当別地区から百人である。尚、常設保育所については、百五十七人というところで押さえている。

**千葉委員** 学級数が増えるというような形の中で、要望がされたことはないのか。

**管理課長** 町立西当別中学校 P.T.A 会長・校長名で、校舎増築にかかる要望書が出てゐる。

**千葉委員** 今年度、増築についての調査費等は考えていないのか。

**教育長** 西当別中学校は、平成十一年度から九学級が予想され、平成十一年度は実施設計、増築工事に向け着手したいと考えている。

**島田委員** 平成十年度、基本設計が予算に計上されていなのではないか。又、増築は何学級で、完成はいつか伺いたい。

**千葉委員** 学級が増えるということは、先生も増えると思うが、教員住宅についてはどう考えているのか。

**管理課長** 基本設計について

は、役場建設課にお願いしたいと考えている。増築については、普通教室三、特別教室二、会議室等を確保していきたいと考えている。又、平成十一年度に完成を目指していきたい。

次に、教員住宅については、現有の教員住宅で対応していきたい。

**泉亭委員** 高谷議員の質問で幼稚園バスについて、前向きの答弁がされたが、いつまでに結果をだすのか伺いたい。

次に、増築の関係については、学校から要求されているものを充たせるのか。

文化センターの検討会は、何回開催され、どういう議論になつてゐるのか伺いたい。

**管理課長** 基本設計については、要望内容を十分検討し、対応していきたい。又、幼稚園バスについては、議会終了後、早い時期に教育委員会に諮り、結論をだしていく。

**社会教育課長** 平成九年度検討会は、二回開催した。第一回目の内容は、建設準備検討会が設置されたまでの経過を説明し、各委員より文化センターに対する思い、願ひ等を聞いてゐる。又、全道各市町村の先例地の資料等の要求があつた。第二回目は、先例地

二カ所の資料等を提示し、各委員の意見を伺い、その中でもアンケート調査をすべきとの意見が多く、十年度にむけ実施したいと考えている。

**泉亭委員** 文化センターは、計画どおり十三年に建設し、検討委員会等の意見を尊重するようになるのか伺いたい。

又、建設位置については、どういう決定の仕方をするのか伺いたい。

**助役** 建築年度は、第三次総合計画の中では十三年に位置付けられているので、それに向けて努力をしていく。又、検討委員会から出た意見については、大切にしていくという姿勢に変わりは無い。

次に、位置については、町長の考え方が最優先をすると思つてゐるので、この場での発言は差し控える。

**一般会計歳入**

**柏樹委員** 税金の関係で、滞納繰越に対する徴収率が軒並み下がつてゐる。平成十年度は、特別な手立てを講じるつもりがあるのか、全体的な徴収体制の中で考え方を伺いたい。

次に、補助事業の一般財源化の影響について、町として歳入の考え方があれば伺いた

い。又、ガン検診等が、一般財源化されることにより、予算自体を萎縮させていないのか併せて伺いたい。

**税務課長** 徴収については、現年課税の収納率を重点として、徴収体制をとつてゐるが、滞納分についても積極的に徴収をしている。又、収納を高めるため、口座振替制度、納税組合を通じての地域活動というところで、そういう啓蒙をしてゐる。

**財政課長** 国庫補助金の一般財源化の財源手当てとして、普通交付税に算入されるが、地方交付税の総額が伸びない中で、しわよせがきてゐるのが実態であり、非常に厳しい状況と認識してゐる。

**民生部長** ガン検診の関係については、昨年度の実績に合せており、萎縮するとか、縮小するという考えは全くない。

**堀委員** 非常に多額の地方債を借りてゐる状況にあるが、当別町の場合、地方債の借入の限界はどれくらいなのか。

**財政課長** 一律に判断できないので、起債制限比率等の財政指標を判断しながら、公債費管理の運営をしてゐるところである。

**堀委員** 起債のほとんどは、



# 平成十年度

## 当別町各会計予算審査特別委員会報告書

公共事業としての社会資本の投下である。私は、社会資本の投下をやるなと言うつもりはない。しかし、その場合の厳しいという表現は、将来のための社会資本の投下は必要だ、だから町民の皆さん、差し当りここまでは我慢してください」という言葉が適切な表現ではないか。

上限は不透明だというのは理解できるが、大まかな一定のものがないと、本当の意味

での悪化を招く心配がある。財政見通し等も含めての答弁を願いたい。

柏樹委員 一般財源化の関係で、交付税の総額は変わらないうことであれば、どこかが削られてしまう、最終的には町村の負担、あるいは住民の負担になりかねないと思う。交付税の税率の引き上げを要求していくことも、緊急度を増していると思う。そういう

意味で、早急に各町村にも呼びかけていくような姿勢が必要だと思うが、その決意を伺いたい。

町長 多額となってきた起債残高については、景気対策にかかわる公共事業、人口急増に伴う事業、第三次総合計画に位置付けされた事業等に伴う、起債が累積をしてきたものと考えている。今後の実施事業については、現在の財政状況を踏まえ、町民の理解と

議論を重ねていく中で、緊急度を勘案して事業の重点化を図っていく。

次に、一般財源化及び地方交付税の現状の仕組みでは、地方財政の収入不足が続いていくことは明白である。法定税率の改正等は、全国的な問題であり、町村会等を通じて自主的な自治体の財源確保のために、国に強く要請をしていきたいと考えている。

尚、町税等の滞納にかかる徴収事務については、税負担の公平化を期するため努力されているところであるが、更に厳正な態度で臨み収納率の向上に努力されたい。

### 二、歳出について

・前年度より一七・〇%の減となり、歳出の主なもの、社会資本整備を重点に町民に密接に関連する事業であり、この執行に当たっては、時代の変化を見据えて、町民の負担に十分応えるよう、効率的かつ的確な事務処理に向けて最善の努力をされたい。

### イ、総務費

・緑化推進コミュニティ助成事業については、事業主旨の理解を得るよう各地域に周知し、広く町内全域に於て緑の環境整備に努められたい。

### ロ、公債費

・社会資本の整備は、子孫に残す貴重な財産である。しかし、起債額の増加に伴い、元利償還額が平成十年度十四億八千二百二十三万九千円となり、町財政を圧迫する要因のひとつとなっており、このような限られた財政運営の中、

平成十年度当別町一般会計、老人保健特別会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計予算及び関連議案の審査について、平成十年三月九日、十日、十一日、十二日、十三日、十六日の六日間に亘り、慎重審査の結果、次の意見を付していづれも原案の通り可決すべきものと決定した。

### 記

日本の経済は、景気回復と健全な経済活動が期待されな

がらも、消費税引き上げによる個人消費の不振、更には、経営破綻が金融界にまで及ぶなど、厳しい状況となつてい。又、少子化、高齢化、情報化など、社会的に構造の変化が進んでおり、来る二十一世紀に向け課題が山積している。一方、地方財政は、連続して大幅な財源不足の状態に陥つて一段と厳しさを増しており、本町にとつても、財政

基盤に大きな影響を受ける事が懸念されるものである。平成十年度は、公共料金の

見直し等が行われ、一定の住民負担も願うところとなつている。本町の限られた財政状況の中から、自主財源の確保に最大の努力をしながら、効率的な財政運営に努め、継続する大型事業に於ても慎重なる対応を望み、住民福祉の向上と、住民のニーズに沿った活力ある当別町発展の創造に取り組むため、理事者は、引き続き国・道等に対し、地方交付税、補助金等、要求すべきものを明確にし、町村会等の組織を通じて、なお一層、

### 一、歳入について

・歳入総体については、前年度対比一七・〇%の減となっている。

町債が歳入に占める割合は、一四・五%であり、前年度対比三・八・七%減となつてい。今後、財政計画に沿つた適切な執行に努められたい。



財政計画に基づく適切な事業執行に努められたい。

ハ、民生費

・高齢化時代を迎え、国の介護保険法が立法化され、その対応が急がれるところであり、平成六年作成の当別町老人保健福祉計画の見直しも含め早急に実施するとともに、保健福祉センター等の建設により、平成十二年までに受け入れ体制を整備し、老人が生きがいをもってゆとりある生活が出来る政策を、今後とも検討される様望むものである。

二、衛生費

・町内五ヶ所のゴルフ場（造成中のゴルフ場も含む）から放流される排水の農業等の検査体制については、町民が安心出来る飲料水を確保するため、検査を強化し、不安を与えない万全の体制を取られたい。

ホ、農林水産業費

・めまぐるしく変わる農業政策の中で、将来に夢と希望の持てる安定した農業政策の立案に向けて、理事者はあらゆる機会を通じて、国、道に対して地元農民の不安解消のため、強く要請を続け、又、町独自案も検討し積極的な政策を講じられたい。

ヘ、商工費

・全道的に経済の低迷が続く中で、本町においても、商工業者の苦慮している姿がみえる。理事者は、夢の持てる将来展望が拓かれる政策を、商工業者と連携を図りながら検討されたい。

ト、土木費

・大美地区に建設計画をされている都市公園「あいあい」「ゆうゆう」二ヶ所の造成については、建設年次、施設の内

容、更には財源も含め、地域住民との協議を踏まえた中で、計画実現に向け努力されたい。

チ、教育費

・幼稚園送迎バス運行で、ブロードタウンより提出された陳情書の議会採択という経過を踏まえ、早急に冬期間の運行実施に最善の努力をされたい。

・西当別中学校の増築計画は、地域住民の要望を把握、検討の上、何よりもそこで学ぶ生徒が、快適な学校生活を送る事が出来る様配慮した、建設計画を強く望むものである。

・文化センター建設については、建設準備検討会や住民の意向を尊重して、第三次総合計画どおり平成十三年建設に向け努力されたい。

老人保健特別会計

・本特別会計は、前年度当初予算に対比して、一・三%減の二十二億五千万円となっている。

高齢化社会に対応した老人医療費の適正化対策が必要であり、今後も保健意識の高揚を図るとともに、適正な運営により老人福祉の推進につい

て努められたい。

国民健康保険特別会計

・本特別会計は、十五億二千万円で、前年度当初予算に対比して、四・二%、金額にして六千六百万円の減となっている。

本町の国民健康保険事業は、医療費の増嵩、被保険者の増加、財政基盤の脆弱さと相まって、財政運営は非常に厳しいものがあるが、国民健康保険運営協議会の答申を尊重し、税収の確保に一層の努力を図られたい。

下水道事業特別会計

・本特別会計の予算は、前年度当初予算に対して〇・九%の減となっている。この予算の主なもの、管渠布設工事と西部ポンプ場建設工事となっている。供用開始以来、住民の協力により現在の水洗化率は、九一・六%で順調な伸びを示しているが、なお一層の普及促進に努力し、快適な生活環境づくりに努められたい。

農業集落排水事業特別会計

・本特別会計は、前年度と同額となっている。この予算の主なもの、施設の維持管理

費と公債費であるが、引き続き適切な運営と生活環境の向上に努められたい。

水道事業会計

・本会計は収益的収支で当年度純利益が六百三十八万八千円であり、資本的収支においては一億三千四百三十三万八千円の不足となっている。

収益的予算の主なもの、給水収益・手数料及び加入金、また、資本的予算においては過年度分損益勘定留保資金等で補填している。

本年度も更に、老朽管の整備を図り、有収率の向上と財政健全化のため努められたい。

以上の通り報告したが、今後理事者をはじめ各職員において各部の連携と事務的資質の向上に努め、町民の期待に沿うよう研鑽されたい。  
以上、本委員会の報告とす

平成十年三月十六日  
議長 青山 義虎 様

平成十年度当別町各会計  
予算審査特別委員会  
委員長 内海 英徳

議員提案 第2回定例会

□国有林野事業の改革及び林業・木材産業の振興に関する意見書

※可 決 (満場一致)



議案審議  
第2回定例会

平成十年度一般会計予算など

三十四議案可決

H10.3.6~19  
(7~8 休会)  
(10~15)

□専決処分の承認

平成九年度当別町一般会計補正予算(第七号)は、篠津中央土地改良区総代の欠員による補欠選挙の執行に要する経費十七万三千円を増額し、歳入歳出予算総額が、百三十五億三千二十四万六千円とした専決処分が報告され、承認されました。

□固定資産評価審査委員会委員の選任について

森田宏氏は、平成十年三月十九日で任期満了となるので、有沢清美氏を選任し、三富忠夫氏は、平成十年三月二十一日で任期満了となるので、同氏を再任する提案がさ

れ、原案同意されました。

□平成九年度当別町一般会計補正予算(第八号)

財政調整基金積立金など基金費一億六千四百七十三万四千円、道営事業負担金九千二百九十万三千円、石狩北部地区消防事務組合負担金三千四百二十三万二千円などを増額し、歳入歳出予算総額が百三十七億六千四百四十万四千円になりました。

□当別町社会教育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

当別町おおやま青少年の家の用途を廃止するため、条例の一部を改正しました。

□(ゼロ国債)当別町公共下水道当別西部ポンプ場建設工事請負契約について

工事請負契約を締結する提案がされ原案可決しました。  
・方法 指名競争入札  
・金額

三億四千七百五十五万円  
相手方 北成・重原経常建設共同企業体

□平成九年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

保険給付費一億千三百五十二万三千円などを減額し、歳入歳出予算総額が、十四億八千二百六十八万七千円になりました。

□平成九年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第四号)

公共下水道費百三万八千円、公債費二百八十九万七千円などを減額し、歳入歳出予算総額が、十五億四千三百八十二万三千円になりました。

□平成九年度当別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第三号)

建設費五十八万八千円、太美町汚水処理センター費二十九万千円などを減額し、歳入歳出予算総額が、一億四千五

百七十六万七千円になりました。

□平成九年度当別町水道事業会計補正予算(第四号)

収益的収入において水道料金八百三十一万六千円を増額し、同支出において工事請負費三百十九万三千円を減額しました。資本的支出において材料費二百四十一万五千円を減額しました。

□平成十年度当別町一般会計予算(別掲)

平成十年六月期における町長、助役及び収入役の期末手当の減額に関する条例制定について

平成十年六月期における町長、助役及び収入役の期末手当を暫定的に「百分の百六十」を「百分の百四十」として得た額に減額措置するため、条例を制定しました。

□平成十年六月期における教育長の期末手当の減額に関する条例制定について

平成十年六月期における教育長の期末手当を暫定的に「百分の百六十」を「百分の百四十」として得た額に減額措

置するため、条例を制定しました。

□当別町税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法及び地方財政法の一部改正に伴い、個人町民税の所得割について平成十年度限りの措置として定額による特別減税を実施するため、条例の一部を改正しました。

□当別町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

適正な料金徴収を目的とした使用料、手数料の見直しのため、条例の一部を改正しました。

□当別町火葬場条例の一部を改正する条例制定について

適正な料金徴収を目的とした使用料、手数料の見直しのため、条例の一部を改正しました。

適正な料金徴収を目的とした使用料、手数料の見直しのため、条例の一部を改正しました。



三富忠夫氏



有沢清美氏



# 請願・陳情

## 第2回定例会

〔採択〕

〔産業常任委員会〕

□平成10年度加工原料乳保証価格等畜産物政策・価格実現に関する請願書 (意見書提出)

請願団体

- ・当別町農業協同組合  
代表理事組合長 伊東 定吉
- ・西当別農業協同組合  
代表理事組合長 山田 正行
- ・石狩地区農業共済組合  
組合長理事 谷口 清隆
- ・当別町農民同盟  
委員長 野村 重蔵  
紹介議員 堀 梅治  
小武 正寿  
木屋路喜一郎

〔産業常任委員会〕

□現行の麦の政府買い入れ制度の存続と、国内産麦の振興をはかることをもつめる請願書 (意見書提出)

請願者

- ・当別町農民同盟  
委員長 野村 重蔵  
紹介議員 堀 梅治  
伊東 定吉  
柏 樹

電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行に伴い、道路法施行令が改正されたことにより、適正に占用料の額

□当別町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

□当別町ホームヘルパー派遣手数料条例制定について  
当別町手数料徴収条例の一部改正に伴い、ホームヘルパーの派遣手数料を見直すため、条例の制定をしました。

□季節保育所設置条例の一部を改正する条例制定について  
適正な料金徴収を目的とした使用料、手数料の見直しのため、条例の一部を改正しました。

□当別町文化財施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

□当別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について  
適正な料金徴収を目的とした使用料、手数料の見直しのため、条例の一部を改正しました。

□当別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について  
北海道普通河川及び堤防敷地条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正しました。

及び徴収方法を定めるため、条例の一部を改正しました。  
□当別町普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例の一部を改正する条例制定について  
北海道普通河川及び堤防敷地条例の一部を改正しました。

□当別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
地方税法の一部改正に伴

□平成10年度当別町国民健康保険特別会計予算 (別掲)

□当別町総合体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
適正な料金徴収を目的とした使用料、手数料の見直しのため、条例の一部を改正しました。

□当別町総合体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
適正な料金徴収を目的とした使用料、手数料の見直しのため、条例の一部を改正しました。

い、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例を改正するため、条例の一部を改正しました。

□当別町駐在区設置条例の一部を改正する条例制定について  
若葉町駐在区の地域住民組織が名称を変更することに伴い、駐在区名及び区域を改正

□当別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
組合休暇に関する条項の整備に伴い、条例の一部を改正しました。

□平成10年度当別町水道事業会計予算 (別掲)

□平成10年度当別町農業集落排水事業特別会計予算 (別掲)

□平成10年度当別町老人保健特別会計予算 (別掲)

□平成10年度当別町老人保健特別会計予算 (別掲)

□財産の処分について  
土地を処分する提案がされ原案可決しました。  
・目的 石狩川水系当別ダム建設事業用地  
・土地の所在 当別町字青山二千三百番十  
・金額 四千五百六十八千六百六十円  
・方法 随意契約  
・相手方 建設省

□西当別コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
施設の利用時間の延長に伴い、条例の一部を改正しました。

□町の区域設定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について  
字材木沢の一部、字西小川通の一部について、町の区域を新たに画したことに伴い、条例の一部を改正しました。

□町の区域設定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

□町の区域設定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

□町の区域設定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

□町の区域設定に伴う関係条例の整理に関する条例制定について



# 仮称 第4次総合計画の 構想について



木屋路喜一郎 議員

問 JR学園都市線石狩当別駅と石狩太美駅の中間に、「駅の新設を」と早くから地域住民が熱望し、運動を展開している。地域には若葉球場等の施設があり、見学等の利用者も、多くみられると聞いている。また、スウェーデンヒルズの東出入口は、中間付近に位置することなどから必要性がたかまり、若葉町、上当別、スウェーデンヒルズなどの地域住民はもとより、当別の発展と地域の利便さ、さらに当別と太美の一極化にもなり、多くの住民が強く要望している。

現在進められている当別町第四次総合計画の基本構想並びに基本計画に組み入れ、中間駅の設置、実現を図る必要があると考えるが、町長の見解を伺いたい。

町長 私のまちづくりの基本は、将来的に二極化の解消を目指しているが、昨今の経済情勢の低迷から計画された開発行為が中止されるなど、非常に厳しい時期であり、我町の中間駅設置については、二極化解消の有効な策と考えているが、長期的観点から検討していくので理解願いたい。

問 上当別地域にある麦ばら施設、花き集荷施設の出入口の国道において、あつてはならない痛ましい人身事故が発生した。町においてもその実情を踏まえて、国道の拡幅を国に要請した経緯もあったと聞いているが、道路形態により、困難であるとも聞いている。地域から北三号線の改修要望書も提出されており、町当局において、交通安全対策の面からも早急に対応され、車両の待避場を設置されているが、何分にも道幅が狭く、交差する場合は、危険を伴うこともあると聞いている。二十二線より直に施設に進入出来るように、二十三線より二十

劉連仁氏平成3年10月24日再来日  
(当別町上当別の現場近くにて植樹)

## 第2回定例会

### 一般質問

七人の議員が登壇し、平成十年度の町政執行方針に対し、町長の考えをただしました。



#### JR当別駅と太美駅の 中間に駅新設を

問 JR学園都市線石狩当別駅と石狩太美駅の中間に、「駅の新設を」と早くから地域住民が熱望し、運動を展開している。地域には若葉球場等の施設があり、見学等の利用者も、多くみられると聞いている。また、スウェーデンヒルズの東出入口は、中間付近に位置することなどから必要性がたかまり、若葉町、上当別、スウェーデンヒルズなどの地域住民はもとより、当別の発展と地域の利便さ、さらに当別と太美の一極化にもなり、多くの住民が強く要望している。

#### 北三号線道路の改修を 早急に

問 今から四十年前の昭和三十三年二月八日、材木沢の沢の上がったところで中国人、劉連仁氏が発見、保護された。劉氏は中国から昭和十九年夏、旧日本軍に連行され、空知管内沼田町にあった明治工業昭和工業所で、強制労働を強いられていた。翌昭和二十一年七月、同所を脱走、以来保護されるまで劉氏は、祖国の妻子との再開を胸に秘め、足掛け十四年の歳月を厳寒の山野、北海道で筆舌に絶する体験を重ね、奇跡的に生き延び、同年祖国中国へ帰還した。

このように戦争がもたらす尊い犠牲、肉親を切り裂く不幸が二度とあつてはならないと考える。又、国際平和と両国民友好親善の願いは何人にも共通するものと考ええる。劉氏は日本に幾度か来ており、その度に、「北海道へ行きたい」「北海道の当別へ行きたい」それは当別の地は、私の恩人の地だから、そして当別の皆さんと会いたいと言う願いが、今でも劉氏の心に残っていると聞いている。

ある人からこの八月にNHKが、四十五分間の放映をすると耳にした。町民の皆さんの理解と理事者の支援によって、劉氏受難の記念碑を建立すべきと、住民の方々より強く要望されており、建立に当たっての町長の見解を伺いたい。



ころ、町長は国営幹線改修工事のときに考えると答弁されている。また、ご承知のとおり、農業用再編対策事業として、新たに地域用水機能増進型の創設を実施すると聞いているが、碑の建立をその事業に添えながらと考えているのか。住民の強い要望もあることから、いつになるのか。

又、地域用水機能増進型についても、町長の誠意ある答弁を伺いたい。

町長 中国人劉連仁氏の記念

## 環境・清掃行政

### ゴミの問題について



島田 裕司 議員

ゴミステーションの  
管理運営基準を作るべき

問 私達の日常生活で最も身近なところで、今直面しているゴミの問題について質問する。リサイクル活動推進のため、町は支援をしているが、その評価と効果はどうだったのか。又、十年度は、更にリサイクル活動を支援していく

碑建立の件については、平成三年に結成されている「劉連仁さんを当別に迎える会」の主要目的と伺っており、発議のとおり、筆舌に絶する体験の場所とも認識をしている。会に対して、町として何が支援できるのか、どのようなお手伝いができるかなどの、研究を進めていきたいと考えている。

次に、当別水田発祥の地、史跡保存碑建立の質問だが、水田発祥の地に史跡保存碑を

建立することは、意義深いものと考えている。又、国営新規事業の関係だが、農業用排水再編対策事業として、国営新規事業が制定され、従来の食糧生産の基礎としての用水利用に加え、地域社会資本として用水機能の高度化を図る制度として承知をしている。この事業については、現在、札幌開発建設部、土地改良区とも協議をさせているので、できるならこの新規事業により検討していきたい。

明の袋を、利用するような検討をすべきではないのか。

次に、ゴミステーションのあり方だが、いつも整理されているところもあれば、ゴミがいつも散乱しているところもある。設置や管理については、誰が責任を持つことになっているのか。極端に言えば町内から出るゴミは、どこゴミステーションを利用してもよいのか。ゴミに対する啓蒙と自己責任を明確にするためにも、一定の管理運営基準を作るべきと思うがどうか。

次に、事業系の一般ゴミについてだが、町内全事業者に自己処理ということが、周知徹底されているのか。又、今

年から実施に踏み切ったのか。更に、事業系ゴミの運搬料金の設定基準はどこにあるのか、将来、この料金改定は誰が決めるのか伺いたい。

町長 資源回収奨励交付要綱に基づき、平成九年度の資源ゴミ回収は約三百十前後と予測しており、町の資源ゴミ回収と合わせると約三百四十七となり、貴重な資源や環境保護ばかりでなく、ゴミ処理経費としても約四百二十万円の町費の節約となっているので、その効果を高く評価している。更に、ゴミの減量化を進めるためには、リサイクルの効果が非常に高いことから、十年度から奨励金をキロ当たり二円アップさせ、五円としてより一層ゴミのリサイクルを進めていく。また、ゴミの発生抑制のため、生ゴミを肥料化させ、再利用をするコンポストの購入に対し、助成を継続していく。

ペットボトルは燃やせないゴミとして収集し、処理センターで減容器にかけて、その後固化して保管し、今後再利用に対応することとなっている。平成十年度も現在の方法で対応していく。

尚、危険なゴミについては、買物袋等に入れ、危険と表示

をして、排出するよう周知徹底を図っている。

次に、ゴミステーションの設置については、町内会で協議をいただき、地区の方々の管理により取り運びしているが、区域外からのゴミ捨て防止対策としては、保健衛生会などと協議をしながら、意識の高揚を図るよう周知していく。尚、基準を設けることについては、検討していきたい。

次に、事業系一般廃棄物の自己処理の周知については、手引書を作成し、昨年十二月上旬に各事業所に出向き、直接説明し、更には、商工会役員にも説明し、協議をいただいた後の十二月下旬に手引書を同封して、各事業所に依頼しているところである。又、本年二月号の町広報によりPRし、更には三月六日付をもって、事業所に再度お願いしたところである。尚、三月二十三日から町内五会場で説明会を開催し、事業者の理解を得るよう対応していく。

運搬料については、許可を受けた事業者が定めるが、事業者の説明では他市町村の運搬料を参考にし、均衡を欠かないよう十分考慮して定めたと聞いている。今後においても、北石狩衛生施設組合及び



構成市町村と連携をしながら、適正な運搬料でおこなわれるよう対応していく。

問 事業系のゴミについて、先の予算委員会では、小規模な事業所は今回猶予したと説明されたが、この猶予はいつまでなのか。

実施時期については、経済状況を十分考慮して、検討すべきではないのか。又、運搬業者が採算われしとき、町として補助金を出しても事業を続ける考えがあるのか伺いたい。

町長 小規模事業者については、経過をみながら対応していく。

実施時期については、先に答弁したとおり本年四月一日目標に実施するようお願いをしていく。又、運搬料は業者の判断で定めた料金である。したがって、この関係については企業でもあるので、補助ができるとは考えていない。

#### 財政計画どおりの

##### 予算執行か

問 平成九年は町長選挙のあった年で、予算は前年対比プラス一・四%という大型予算を組み見事再選された。しかし、平成十年は前年対比マイナス一七%と、町民が想

像もし得なかった超圧縮予算となった。伊達町政に期待していた多くの町民は、財政的に見通しがつかない町政に、失望感を持ったのではないか。

町長は、今こそ財政的に限られた予算の中で、執行しなければならぬ状況で十分町民に理解していただき、町民に協力して欲しい点は何なのかなど、受益者負担、公平性を理解してもらおうよう努力しなければならぬ年である。

更に、町長自身の財政運営に対する姿勢や財政計画に問題はなかったのか、反省すべき点はなんだったのか、町民に明らかにしていただきたい。

町長自ら財政難を乗り切るために、どのような措置を考えているのか、先に町長は、財政難の痛みを町民と分け合うということ、自ら減給措置を取ったが、果たしてそれだけだったのかどうか伺いたい。特別職の報酬は、条例で定めることになっており、今回報酬審議会を開いたと思うが、どう諮問し、どのような答申であったのか。又、町長以下、助役、収入役、教育長四人合わせていくらか減額になったのか伺いたい。

次に、国はさまざまところで規制緩和が進んでいる。

農村地域は農林省事業、市街地は建設事業だと、それだけで区別するのではなく、国は事業のねらいと内容が合っていれば検討すると言っている。国、道の有利な制度等に對し、常日頃より行政は研究し、敏感に対処できる体制でいなければならぬ。これらについてどう対応していこうと考えているのか伺いたい。

次に、美しい農村作りについて、どのような政策をとるべきなのか、これは早急に取り組む必要があるのか、どのような考えを持っているのか、更に、新しい総合計画策定の中で取り入れるものがあるのか伺いたい。

尚、以前質問していたスウェーデンヒルズ周辺の高台を利用した展望公園について、その後の経過と、実現への見通しを伺いたい。

町長 平成九年と平成十年の予算規模については、先の総括質問で答弁したとおり、大型事業の完成年度であったこと等によるものであり、平成十年度予算がほぼ平年に近い予算規模と認識している。

次に、財政計画関係については、景気低迷が予想以上に長引き、更に、九年度の地方税財政措置の改正などが、予

想以上に大きな影響になったことなどが、財政計画の見込みと相違を生じた主な要因と考えている。限られた財源の範囲内で施策の一層の重点化、効率化を図るため、歳出の見直しをさらに進める必要があると考えており、歳入においても住民負担の公平性確保と、受益者負担の原則を踏まえ、公共料金の一部改定についてもお願いしたところである。

次に、特別職報酬等審議会には、議会議員の報酬月額並びに町長、助役、収入役の給料について口頭諮問し、まだ継続中であり、答申はされていない。又、四人合わせての減額額は、八十万三千三百円である。

次に、農村環境整備についての考えは、事業実施に当たって性質、採択の要件、補助率などを見極め、当該事業の有利性を考慮し実施しており、今後も変わりなく対応していく。

次に、美しい農村づくり関係については、青年会議所が取り組みを始めた花のまちづくり推進、各町内会の緑化運動の高まりなど、森林組合が実施している緑化木即売会等に支援をし、美しいまちづく

り、農村づくりにつとめていく。提言については、快適な空間を創出することは、ゆとりと安らぎの場として必要と考えるが、自然や景観に対する理解と意識の高揚を図るためのPR活動が重要と認識している。又、第四次総合計画についての事業計画は、今後検討していく。

次に、スウェーデンヒルズ周辺の高台展望公園については、この土地周辺は北洋交易が宅地開発計画を進めており、この隣接地であることから町が整備することの可否を含め、内部協議をさせている。

#### JRに対して

##### 太美駅南側の開発計画を

##### 早急に示すべき



開発計画が急がれる駅南側



問 JR太美駅周辺の整備計画について、その後の経過と整備計画の進みぐあいを伺いたい。特に、東側農協倉庫群周辺や、南側地域の整備を早急に実施しないと、計画もな

に計画案をJRに対し示すべきである。次に、獅子内地区スウェーデン大通両サイドの大規模な開発行為は、現在どのような状況になっているのか。又、用途指定するに当って、地域住民に説明したとおりの都市計画が進められているのか伺いたい。

計画については、新総合計画樹立後に想定人口、土地利用計画等の整合を図りながら、都市計画のマスタープランを策定する中で十分審議をいただき、位置付けをしていきたい。又、駅の自動改札口関係については、今後駅周辺及び南側の開発計画とあわせ、より一層住民の利便性が図られるよう、駅南側改札口の設置

及びホーム上屋設置、またホームの段差解消についてもJR北海道に対して、今後も引き続き要望していく。次に、獅子内地区の三十ha開発行為は、石狩支庁の許可を三社が受けており、そのうち一社十・六haが、最近の社会情勢の影響を受け、未着工の状況である。

場合の除雪をしているが、屋根の雪下ろしは危険であるため、委託業務には含まれていない。又、除雪は軽作業の範囲ではないのではないかと伺うことだが、生きがい人材センターでは、設立当初より除雪を委託業務の一つとし、規約に規定し、三台の除雪機を備えるとともに、入会申込時に会員の技能や体力等を調査し、除雪作業を希望する高齢者を中心に安全性に配慮した中で、民間企業や町民個人からの除雪を引き受け、実施している。このことから、現在行われている除雪作業については、生きがい人材センターの業務の範囲内としてとらえ、実施しているものと考えている。

## 高齢化社会に対応した

### 行政執行を



小寺 和昭 議員

生きがい人材センターの業務について

問 人材生きがいセンターは、本来会員の方々が軽作業的業務を行い、生きがいと人間的融和、社会的貢献と健康を維持する目的の組織であると思われるが、そういう意味からまず町各部から、人材センターへ依頼している委託業務内容と、民間や一般町民からの受託の内容を伺いたい。特に、除雪業務についてで

あるが、独居高齢者その他から除雪依頼を受けている件数と、仕事の内容について伺いたい。

なお、センターでは、屋根に上がってはならないと言われていたが、私は除雪が軽作業の範囲ではないと考えているが、今後の対応策について伺いたい。

町長 当別町生きがい人材センターへの町の委託業務並びに民間企業、一般町民からの

受託業務の内容として、町の主なものは、児童公園の管理業務、ひとり暮らし高齢者等への除雪業務、役場庁舎の日直業務、養護老人ホーム長寿園の警備業務、勤労者福祉センターの管理業務、歩道管理業務、駐輪場自転車誘導整備業務、総合体育館管理業務、学校開放事業管理業務、西当別コミュニティセンター管理業務及び清掃業務など、十五業務を委託して、適正に執行をいただいているところである。

又、民間企業からの委託内容は、草刈り、清掃、宛名書き、除雪、配達、測量補助員などとなっており、一般町民から草刈り、清掃、除雪、雪囲い、庭木の剪定、大工仕事などとなっている。

次に、除雪業務だが、町か



人材センターによる草刈作業

今後における  
ダム対策課の執行体制は

問 当別ダム建設にかかる本町として、行政事務需要増による業務執行体制をとってきたくところであるが、昨年十月水没関係者との補償基準の合意、調印がおこなわれたが、次に挙げる業務が平成十年度から十二年度の三カ年、継続されることと考えられる。道の事業として、水没地域対策、道民の森拡張整備事業、町の



事業として上流地域移転対策事業、下流振興対策、水特法に基づく整備事業等であるが、今後のダム対策課の機構体制について伺いたい。

町長 議員発議のとおり、平成十年度及び平成十二年度は対策の上で重要な年であるので、課の存続は必要と考えているが、対策の進捗状況を見ながら、職員の配置等も含め検討していきたい。

道の長期計画と町総合計画の整合性

問 第三次北海道長期総合計画

案のうち、前期平成十年度から十四年度までの五カ年がだされたが、本町の第四次総合計画との関連について質問をする。市町村が主体となる多くの項目が出されていることから、本町としても整合のとれた計画の策定が必要と考えられる。又、地方分権時代を迎えることから、分権推進委員会の勧告が見えてきたこと、機関委任事務制度の廃止、いわゆる自治事務化であつて、市町村事務の八十四%が自治事務化することなど、今後多くの課題があると思う。以上について、総合的な考え方について伺いたい。

次に、平成十年度道予算の

中で、地域重視関連予算で主なものとして、二十一世紀ふるさとづくり支援事業の補助、全道枠だが三億二千万円。次に、顔の見える地域づくり

推進費七千三百万円、支庁、市町村職員共同政策研究会の開催七百万等々、地域重視関連を含めて、町として要望されているものが現在どういうものがあるのか。又、実施検討されているのか伺いたい。

町長 第三次北海道長期総合計画は、平成十年から平成十九年までの計画である。道はこの計画の中で、地方分権と規制緩和などの時代の変化を踏まえ、地域のことは地域自ら選択をして、決定するとい

う地域の主体性と責任に基づく、自立した地域づくりを目指し、六つの地域生活経済圏の形成を図っている。本町は道央圏として位置付けされているが、圏域の中で本町が果たす役割を今後も十分精査し、第四次総合計画との整合を図っていきたい。

又、地方分権についても国からの一方的な権限委譲ではなく、国民の立場に立ったあり方を基本に、いろいろな角度から検討し、計画に反映させていきたいと考えている。

次に、平成十年度の北海道

予算については、現時点では、この概要であつて細部にわたる周知は、新年度四月以降と聞いている。議員指摘のふる

社会福祉施策の町としての具体策は

林 義夫 議員



当別町老人福祉計画

について

問 平成二年にスタートした高齢者社会福祉十カ年計画、いわゆる平成元年十二月に策定されたゴールドプランは、老人福祉法の改正によって、高齢化の進展に対する社会福祉制度の在宅、並びに施設の整備が重要と認識され、特に

さと支援事業、顔の見える地域づくりの推進費、または支庁及び市町村職員共同政策研究会など、本町が対応できる

町民に身近な市町村において、一元的、かつ計画的に整備され提供されるべき体制づくりの推進がうたわれた。そして、そのゴールドプランも、期限まで二年を残すのみである。このプランを考えると、

当別町においては、果たして在宅施設整備の現況を顧みて、福祉プランの質・量ともに、余りにもこの十年近く逡巡時を虚しくしてきたのではないかと、強く反省の気持ちを抱かされるものであり、この点、深く町にも反省を求めなければならぬと考える。

平成六年刊行の老人保健福祉計画書の中にも、在宅福祉サービス等の向上を図るため、関連施設の開設もうたわれている。

本町の場合、町民等しく公平で平等に、各種老人福祉が果たしてその恩恵に浴して、幸福な高齢者福祉のある当別町であるのか。残念ながら否である。例えばデイサービスは一カ所も存在しない。わずかに老人保健施設「愛里苑」を主とした、デイケア通所施

事業について、今後石狩支庁と採択要件などについて協議、検討を進めていきたいと考えている。

設があるだけである。又、ホームヘルパー制度は十分か、寝たきり老人ゼロはどうか、ショートステイはどうか。全ての面で不十分であり、かつその施設、設置展開に向かつての努力の後が、かつてあつたのか。平成六年に作られた老人保健福祉計画、その小冊子に盛り込まれた諸数値が、たんなる絵に書いた餅にすぎないとさえ考えられる。例えば、現在は行政の責任において解決しなければならぬ、特養ホーム入所待ちは、当別町住民だけで何人いるのか。新篠津村は人口四、五千人に対して、特養は百五十人の定員を持つており、当別町は、二万人を超える人口にわずか五十人の特養定員にすぎない。しかも、小冊子にうたわれた平成十一年ゴールドプラン終末期に町は、五十四人、すなわち四人オーバールの特養入所者を、既に予測している。その四人は、どう措置するのか。これは、町の責任において考えるべきことではないのか。民間では、かつて意欲を持つ



て取り組もうとした、ケアハウスを行政に相談すると、回答の多くは、民間としては採算のとれない十六ないし十七床というような許可基準、ケアハウスは五十床でない採算が安定しない。あるいは、デイサービス、ショートステイ等の建設提言なども、全ての回答は、町がやがて対応するなど、ハードは待てとの対応であったと聞く。町長は、選挙公約の中で、西当別地区に複合施設を作ると明言している。民間の計画に委託すべき時期にきているのではないのか。すなわち、総合施設の恒久的建築に当っては、スペース、人員等の施設要件を満たす申請については、真摯に対応すべきと考える。

**町長** 当別町老人保健福祉計画は、平成六年度から平成十一年度を目標年とし、策定したものである。平成十一年度までの計画では、ヘルパー十六人、保健婦八人、栄養士一人、訪問看護婦五人となっており、平成十年度中までには、ヘルパー十三人、保健婦七人、栄養士一人、訪問看護婦三人の確保がされることとなり、ほぼ計画どおりに人材の確保をしている。これら人材の確保により、ホームヘル



町内唯一の高齢者施設老人憩いの家

パー派遣世帯の時間延長、派遣回数拡大を図り、保健婦や栄養士による各種相談、指導等を行い、高齢者が寝たきりにならずに、健康で生き生きと生活できるように、保健事業の推進に努めているところである。尚、訪問看護については、平成十年度から訪問看護ステーションを設置し、更に体制の充実を図っていく。

又、施設整備については、既に本町には特養ホーム、老人保健施設等が設置されており、施設サービスであるショートステイ、デイケア、入浴サービスも施設にお願いし、実施しているところである。今後については、デイサービス事業や高齢者福祉セン

ターの機能を含めた、保健福祉の複合施設の整備を行い、サービスの充実を図っていく。複合施設の整備については、先の所信に対する総括質問や予算審査特別委員会で答弁したように、早い時点で事業の取り運びをしていきたいと考えている。

次に、ケアハウスの目標量については、国、道が定める目標水準によると、当別町では十七人の目標量となっている。しかし、十七人の施設規模では運営が大変困難であることから、石狩支庁管内の広域的な調整により、適正規模での設置を図ることとなり、町単独施設の設置は難しい状況となっている。

次に、特養ホームの待機者は、二十九人である内十六人が特養当別長寿園を希望している。尚、平成十一年度の特養ホームの入所者数を五十四人としているが、入所は必ずしも設置している市町村の施設に入所するものとは限らず、本人又は家族が希望する施設に入所できることから、それぞれの施設での待機者数は異なるものと考えている。次に、民間委託については現在、ショートステイ、入浴サービス、給食サービス、緊急通

報サービス、除雪サービスを民間に委託しており、平成十年度には、在宅看護支援センターの開設を計画しているところだが、今後も事業の効果等を検討し、委託については検討していく。

#### 情報公開の

**今後のありかたについて**  
**問** 町民がもしも町政の執行について疑問を持った場合、どこを窓口としてその情報を開示するのか。

例えば二年後に始まり、徴収される介護保険料の使い方、あるいは保険料として町に集められた金額等について、町民が納めたお金がどのようにに使われ、どう町民にサービスされたかの疑問について、どの窓口で対応するのか。その情報開示の内容をどこで、どう決定するのか伺いたい。

又、情報が開示された場合、情報開示のチェックはどこがするのか。情報の開示やそれにかかわる緩和政策をどうとっていくのか。従来、町の三次総や平成六年の当別町の老人福祉計画では、ケア事業については、町内福祉法人となっていたが、ケア事業団が突然出てきたことについて、

こういった企画や成立のプロセスが、どれだけ町民にコンセンサスをもったものなのか伺いたい。なぜ、町民不在とも言うべき密室で事が図られるのか、三次総の積み残しと、四次総につながる福祉政策本来の実現にむかって、透明性のある公正な町政の執行姿勢を望みたいと考える。

**町長** 平成十年度は、情報公開制度の確立を目指して、個人のプライバシーの保護を目的とした保護条例の制定、救済制度の確立、管理体制の確立、三点を並行し検討して、制度化にむけ取り組んでいく。

次に、介護保険料については、各市町村では特別会計を設けることになるので、議会で予算審議をいただき決定されるものである。議会の審議と併せて、町民に対しては、広報等で情報の周知に努めていく。

次に、在宅看護支援センターを北海道総合在宅ケア事業団に委託した理由は、ケア事業団は北海道の在宅サービスの推進を図るため、北海道、事業を委託している各市町村、北海道医師会、北海道看護協会、北海道歯科医師会、北海道薬剤師会、北海道理学



療士会、北海道作業療法士会を会員とする社団法人であり、事業の実績、人材の確保等、十分な対応ができることから、委託しようとするものである。

**問** 障害者福祉プランについて私の総括質問に対して、障害者プランについては、答弁がなかったと思う。答弁漏れなのか、あるいは答弁できないものがなかったのか。

**過日**、申し上げたごとく北海道は平成十年度より、道単独の福祉事業政策として、各種の事業名を挙げている。それは、各市町村の民間事業者に対する支援として、福祉のまちづくりを掲げている。福祉のまちづくりとは何なのか。

障害者、あるいは障害児について、早期発見と早期療養に至るシステムの整備がうたわれているが、当別町には、就学前の障害者は何人で、就学している児童は何人か。あるいは養護学校等の卒業者が在宅で何人いるのか。そして、地域としてどのような整備目標を立ててサポートするか、認識と対策を伺いたい。又、障害者の社会復帰のため、地域共同作業所等、種々の拠

点整備が必要ではないのか。

次に、子育て支援事業として、道もエンゼルプランの中で、色々な条文をあげている。子育てサービスの調査、情報収集提供、保育サービスの確保のため従来ある保育所の他に、小規模保育事業等への補助もうたっている。又、学童放課後の小規模クラブ等もうたわれてきている。当別町では、このような対象者は何人なのか伺いたい。

**町長** 障害者に対する施策は療養や教育、雇用、生活環境の整備、各種福祉、施設サービスの整備、充実といった幅広い施策を障害者のライフサイクルにあわせ実施することが、必要であると考えていることから、先の林議員の総括質問に答弁したように、各関係機関と十分協議をしながら、町の障害者プランの策定を検討していく。又、児童における障害の認定は、医学的にも非常に難しく、把握していないが、母子通園センターには、十六人通園している。尚、療養手帳の交付状況は八十七人となっており、身体障害者、更生援護施設には十三人が入所している。

次に、地域共同作業所については、道の補助事業なので

道と十分協議を行い設置について、検討していきたい。

次に、子育て支援事業については、児童福祉法の改正に

より、事業の推進が図られることとなった。小規模保育所については、病院やゴルフ場など四カ所で実施しており、

約五十人が入所している。又、学童保育は二カ所のプレイハウスを開設し、九十五人の子供達が利用している。

## 宅地造成に伴う

### 対応について



川村 勇 議員

#### 獅子内地区の

#### 造成工事について

**問** 獅子内地区の開発行為について、昨日の説明にもあったが、平成十年十二月三十一日工事完了予定で、まだ廃止届が出ていない。実際には、まだ手がついていない状況であり、完了が不可能ではないかと思われるが、このことによつて、計画遂行上や、今後予想される開発事業に影響することはあるのか伺いたい。

仮にどうしても開発行為ができないとしたら、中学校の隣接地でもあるので、都市公園を将来の対応に向けて作ってはどうかと思うが、町長の考えを伺いたい。

又、現在進んでいる開発工

事が完了して、住宅団地が建設された場合、ここに住む住民の交通手段はどのようなものか。例として、スウェーデンヒルズは将来路線バスが運行するまでの間、北洋交通がバス運行することになっている。この度、札幌市栄町と当別町獅子内間の路線バスが、今年四月から廃止されると聞いている。このような長距離路線でもそうであるように、スウェーデンヒルズ、獅子内と太美駅間の路線バスは、こういう観点からみても運行上、いろいろと問題があり、絶望的と思われる。

団地に住む人が増えるにつれて、交通について行政として、どのように対処するのか。

又、J Rの利用者が増加することに備えて、駐車場の確保をどの様に考えているのか伺いたい。

**町長** 獅子内地区の開発行為については、三十haを三者での申請となったことから、全体をとらえ一体的な考えのもとで、公共施設の配置について指導してきたところであり、一社の計画断念による影響としては、公共公園施設公園配置計画に変更が生じる。この公園については、今回の一社計画断念による面積減少分を、再度開発計画が出た場合に、全体面積を確保できるように、全体面積の検討をしていく。尚、この地区については、住居系の土地利用としての位置付けであり、発議の都市公園の提案については、現時点では考えていない。

次に、住宅団地が形成されることに伴う交通手段については、議員も承知のスウェーデンヒルズから太美駅について、現在北洋交通株式会社が住民の交通確保のため、バスを運行している。本年度から



# 平成 10 年第3回臨時会 H10.4.9

## 監査委員選任案件を原案同意

### □専決処分の承認

平成9年度当別町一般会計補正予算(第9号)は、減債基金積立金3,578万8,000円等を増額し、歳入歳出予算総額が、137億9,947万2,000円とした専決処分が報告され、承認されました。

### □専決処分の承認

地方税法の一部を改正する法律が、平成10年3月31日公布されたのに伴い、当別町税条例の一部を改正する条例制定について専決処分をした報告がされ、承認されました。

### □専決処分の承認

地方税法の一部を改正する法律が、平成10年3月31日公布されたのに伴い、当別町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について専決処分をした報告がされ、承認されました。

### □監査委員の選任について

議会議員のうちから選任していた監査委員川村弘司氏の逝去に伴い、議会議員小武正寿氏を選任する提案がされ、原案同意されました。

造成が計画されている、西工区についても、住民の交通の確保については同様と伺っている。このことは、開発に当り、団地内住民の交通に万全を期すため、昭和五十八年に町長と北洋交易株式会社の間で協定をしている事項である。しかし、民間路線バスを乗り入れについても、双方で努力する旨の協定になっているので、理解願いたい。

次に、JRを利用する住民に対して、駅前駐車場を増設すべきとの質問については、昨日島田議員に答弁をしたとおり、駅周辺整備は、広域的に市街地整備計画を立てることが必要と考えているので、第四次総合計画の樹立後の都市計画のマスタープランを策定する中で、検討していきたい

と考えている。問 獅子内地区の工事が始まっていない開発予定地は、転用許可がおりているのか。又、農地として耕作できるのか伺いたい。町長 農地転用許可は平成九年七月十日付で農林水産大臣の許可を受けている。現時点では、申請が撤回されていないので、農地としては取り扱

ある。開館以来、大勢の人が喜んで利用され、又この会館のすばらしい雰囲気は誘われ、多くのサークルが増加している。しかし、あの会館全般を見ると、敷地内の駐車スペースが狭いという感じがしないわけではない。大きな行事があるときは、団地の道路に駐車し、付近の団地住民に大変迷惑なことだと思ふ。今まで臨時駐車場として、消防署建設予定地を使用している状態である。この場所をコミセンの駐車場として利用する考えはあるのか伺いたい。教育長 西当別コミュニティセンターの駐車場については、現在のところ現有の駐車スペースで、特別な場合を除き足りていると考えている。尚、各種事業、イベントそ

他のにおいて、駐車スペースに不足が生じることが予測されるときは、事前に教育委員会が申請者等と協議をし、当別町土地開発公社所有の土地を、一時的に駐車場として使用できるように許可を今まで同様を受けている。今後もスムーズな利用ができるよう努力していく。

と考えた時に、これは大変なことだと思ふ。町民の生命と財産を守る立場の町の責任として、これらの対応をどう考えているのか伺いたい。私の提案の一つであるが、高架とか、アンダーパスとか、立体交差の出来る道路に改修する考えはないのか。

次に、石狩太美駅の南地区は、戸数も増えて百戸以上の住民が生活し、逐次増加もしている。町長もご存じのように南地区には、商店が一軒もない。そういうことで、日常の買物については、どうしても駅の北側に、行かなければならぬ、道路横断は、太美銘泉のところまで行かなければならない状況である。

南側から北側に抜ける道路が、車は別として人が通れる程度の、アンダーパスを考えることが出来ないのか伺いたい。

町長 JR学園都市線踏切遮断時の緊急車両の対応については、万一緊急車両出動の事態が、当別町北地区に発生した場合の対応として、当別消防署は列車時刻表と該当踏切の通過時間を、組み合わせた時間表を作成して、現地にもっとも早く到着できるルートを選択する体制を取って



踏切の緊急時対応は出来ているのか

町長 JR学園都市線踏切遮断時の緊急車両の対応については、万一緊急車両出動の事態が、当別町北地区に発生した場合の対応として、当別消防署は列車時刻表と該当踏切の通過時間を、組み合わせた時間表を作成して、現地にもっとも早く到着できるルートを選択する体制を取って



る。又、立体交差の考えについては、稲穂通の当初の都市計画決定は、立体交差であったが、事業実施時に市街地通過交通量及び周辺の土地利用上により、立体交差での実施が困難と判断し、平面交差に都市計画変更をした経過もあり、ご指摘の立体交差は、非常に難しく改修できないと思われる。

次に、J R石狩大英駅周辺に關し、南側より北側へ通り抜きの道路設置については、駅南側地区においては、島田議員にも答弁したように、第四次総合計画を基本に土地利用を検討すべき地区であり、現状の形態及び将来の開発計画の動向を見極めながら、駅南北のアクセスを検討していきたいと考えている。

日公告された土地区画整理審議会の委員選挙について、内容を明らかにしていただきたい。又、公告者が立候補によるものか推薦か併せて伺いたい。

次に、土地区画整理施行区域内の河川用地の占有者に対して、どのように説明をし、進めてきたのか伺いたい。特に、建物のために占用している住民は、今後事業が進行していく中で、どのような選択を迫られていくと考えているのか伺いたい。

次に、施行区域内の二十五m道路に連絡するパンケ川にかかる橋梁は、概算で建設費はどれぐらいか、又、それは区画整理事業費の中で措置されるものかどうか伺いたい。次に、町長はこの区画整理事業の決定をいつごろ決意さ

れ、その時点で「減歩率はどの程度になるのか」、「幸町の住民の方々に、金銭を含めてどのような負担をお願いしなければならないのか」、「区内の占有者の方々はどのような不安定な立場におかれていくのか」ということをどの程度認識して、決定を決意したのか伺いたい。又、決意の時点の認識と、現在個別協議で示された内容では、どのくらい

の差があるのか伺いたい。次に、二十五m道路の取扱について、十二月定例会でも質問したが、その後、考え方が変更や新たな工夫がされたのか伺いたい。

次に、本通橋が、区画整理事業に先行して急ぎよ決定され、三億近い巨費を投じて、計画どおり供用されなかった点について、私は、地域住民や町民に対して説明する必要があると思うので、説明願いたい。又、区画整理事業を担当しているスタッフは非常に少ない。町長はスタッフを強化したり、若しくは業務を集約化していく考えがあるのか伺いたい。

町長 幸町土地区画整理事業の審議会については、平成八年十二月議会で議決をいただいた、当別都市計画事業土地

区画整理事業施行規程に関する条例に基づき、委員の定数を十人とし、うち選挙が八人と、施行者が選任する二人となつてゐる。審議会委員選挙については、委員定数公告と同数である土地の所有権者七人と、借地権者一人の立候補推薦届け出を受理し、他に届け出がないことから、本日候補者の住所氏名の公告とともに、無投票の公告を取り進めることにしている。

次に、土地区画整理区域内占有者への説明については、これまでの説明会に占有者にも出席を案内し、他の権利者と同様に区画整理事業に対する理解と協力を得よう努めてきた。又、建物のため占用している住民は、今後どのような選択を迫られるのかという点については、用途廃止後において、既占有者に優先的に払い下げができるよう管理者と協議している。今後、事業により占用地においても通常の宅地と同様、道路等公共施設、換地等により従前の形態が変化することにより、建物等の移転の必要性が生じる場合もある。

次に、地区内の当別大通にかかわる事業費については、十年度橋梁の調査設計を取り

進め確定をしていきたい。事業対応については、区画整理事業の中で取り進める。

次に、事業決定の時点での地区住民等の、不安定な立場をどのように認識していたかについては、事業の内容が個人の財産、将来の生活設計にも大きく関係する事業であることは、十分認識しているところであるが、幸町地区の現況から、区画整理による整備が優良という判断は変わるところではない。議員指摘の平均減歩率二・九％であるが、減歩や事業への不安感に対しては、今後もさらに個別協議を通じ、一層の理解を得ながら、事業の進捗を図っていく。

次に、当別大通については、減歩の面から言うと、面積は約九千二百五十㎡となり、この面積に民地以外の河川敷地や現国道等の公共用地合わせ約六千八百八十㎡があり、その差約二千三百七十㎡が新たな必要面積となり、減歩の対象面積となる。これは、幅員六・五mの道路を整備することと同様な減歩面積となることから、理解願いたい。

次に、本通橋については、平成十年度予算編成に当って地方財政が非常に厳しいおりから、当事業の対応起債であ

## 町政執行に対し町民の理解を得ているのか

高谷 茂 議員



幸町の土地区画整理事業

について

問 三月十八日で確定し、本



る臨時地方道整備事業も削減され、又、当事業に関連する幸町地区土地区画整理事業も、国の行財政改革による事業費縮減により、予定どおり事業費の確保ができず、本通橋の完成をなお一年延長することに、本通商店街振興及び、本町の交通アクセスの確保が遅れたことを非常に残念と考えているが、財源確保に努力し、早い供用開始に努めていく。

尚、土地区画整理の担当スタッフについては、新年度に向け検討していきたいと考えている。

**問** 土地区画整理事業の審議会の委員選挙は、全員推薦で行われた。立候補者がいないのは、事業それ自体の周知期間が極めて短かった。若しくは同事業に対しての反発の表れではないのかと思うが、町長の考えを伺いたい。

次に、占有者の関係だが、占有者はその土地に対して、買い取るか、更地にして出ていくのか決断をしなければならぬ。それも区画整理により、評価の上があった土地を買い取らなければならない。そういう負担も、町長は頭の中に入れてこの事業を開始されたのか。町として一定の救済とか

を念頭に置いて、事業を推進するつもりがあるのか伺いたい。

次に、この事業をいつ決意したのかということ、住民の方々にどれだけの負担があるという認識を持っていたのかの質問に対し、答弁がなかったため、再度伺いたい。

次に、幸町の住民の方々は、個別協議によって負担がはっきりした段階で、事業のあり方について真剣に考え始めたいと思う。説明会の本場の条件が今整ったと、町長部局は認識すべきである。住民の方々と直接協議をして、その負担軽減のための方法を話し合うような行動をとって事業を完成するというような考えがあるのか伺いたい。

次に、幸町の区画整理事業は、期成会もなく、陳情一つもないのに、なぜスタートしたのか。理由があると思うので、町長の考えを伺いたい。又、当別大通にかかる橋の費用は、概算でいくらか再度伺いたい。

**町長** 審議会委員が推薦だけで確定したのは、周知期間が短く理解度が低かったととも、事業への反発ではどの指摘だが、これまで説明会欠席者に対しても、説明会の概要



完成が遅れている本通橋

を送付するなど、制度の理解を得る努力を積み重ねてきており、このようなことはないと認識している。又、推薦届者のみの確定は、鉄北第一地区も推薦届者のみで確定しており、他市町村においても選挙にいたったケースは例をみない。推薦届により定数内で決まったことで、事業の反発のあらわれであると考えていない。

次に、河川占有者に対する対応については、土地所有者等それぞれの権利者に対し、公平な対応をしなければならぬことから、優遇処置については、できないものと考えている。尚、河川管理者に対しては、払い下げ条件等が占

用者が有利に取り進められるよう、積極的に協議をしていく。

次に、この事業を最終的決断した時期は、札幌土木現業所長と取り交わしをすることにした、覚書の締結に向けた時点である。

次に、区画整理事業を進めた理由については、幸町地区には国道三三七号があり、歩道の整備がなく、町道との交差部分も複雑で非常に危険な状況にあり、住民の生活不安を訴える声も多く、整備が急がれる地区でもあった。この地区の道路網形態が不備であるほか、生活道路も整備されていない現状から、全体の都市基盤の整備上からも区画整理事業が、最適手法と判断をしたものである。

次に、当別橋の事業費は、三億二千万円を概算事業費として見込んでおり、経費は全額国庫補助事業で対応を予定している。

**町民の切望サッカー場を早期に建設すべきでは**

**問** 当別町のサッカー場は、熱心な指導者とか父兄の方に支えられて、昨年は全道、全国、そして世界と活躍している。しかし、公式のグラウンドが一

面もないのも事実である。この点について、昨年の九月の定例会でも質問し、私以外にも他の議員さんたちも指摘をし、町長は極めて前向きな答弁をしている。場所の選定も踏まえて検討をするというように答弁だったが、その後建設に向けてどのように活動をされてきたのか伺いたい。

次に、教育長は、所信の中で心身に障害がある子供に対して、「その状況や特性に応じた障害児教育の充実に努めていく」と言っているが、教育の現場だけではなく、プレイハウスなどの施設においても、同様の充実が強く望まれている。施設内容の充実、指導員の専門化等を図ってプレイハウスの質的向上をどう図っていくのか伺いたい。

**町長** 当別町の青少年等のサッカーに寄せる情熱と、各年代での輝かしい活躍については、高く評価するとともに、当別町のスポーツ振興上、意義深いものと認識している。

たくましく健全な青少年等の活動の場として、サッカー場の必要性は十分理解しており、今後も建設の実現に向けて前向きに検討していく。又、現時点での取り組みとしては、資料の収集を行っている



ので理解願いたい。  
**教育長** 西当別プレイハウスでは、以前より要望があった軽度の障害を持った小学生について、両親と関係機関の方々の協力と助言を得ながら、環境の変化に徐々に慣れさせていけるよう、段階を踏みな

## 住民の利益を守る 町政を

柏樹 正 議員



町長の政治姿勢について

問 引き続き不況は、消費税増税や医療費改悪等、国民に九兆円もの負担を押しつけた橋本自民党政権の失政に原因がある。六百三十兆円の公共

から受け入れの体制づくりを進めている。今後も指導員の資質向上及び、施設の充実に努力していく。

問 サッカー場建設に向けて資料を集めているとの答弁だが、父兄等を含めた検討委員会を設置するような前向き

事業という対米公約を旗印に、国が地方自治体に単独事業推進を迫り、多くの自治体が次々に大型開発を優先し、かつてない財政的危機が進んでいる。しかも財政健全化計画などの名のもとに、開発計画にはメスを入れず、犠牲を住民に転嫁し、福祉や暮らしを削減する政策が進められている。

国が補助金を打ち切り、地方負担が増大を余儀なくされてきている中で、今、個々の事業そのものを、住民の立場からしっかりと議論をすることが求められている。それは安易に住民の負担を強いることではない。本当に町の財政が悪化しているのであれば、議会にもすぐに相談すべきである。町民生活は大変厳しいものがある。しかし、町三役、職員的生活に対して我慢しろと、町民が思っているでしうか。町政に責任を持ち、町

考えはないのか。

町長 サッカー場の必要性は十分理解をされており、今後建設に向けて、前向きに検討していく気持ちには、変わりないので理解願いたい。

民に励ましを与える行政こそ願っているのではないか。町長の認識を伺いたい。

町長 長引く景気低迷、金融界の一部経営破綻、国の財政構造改革に伴う影響等と、地方を取り巻く環境が一段と厳しい状況になってきている中で、本町においても少子・高齢化等社会的構造の変化や人口増に伴う社会資本の整備、地域経済の安定など、今後取り組むべき課題が山積しているが、二十一世紀に向けて明るい展望を切り拓いていくためにも、今は財政基盤の安定が不可欠と認識している。又、町民の皆様が四役、職員の生活に対して我慢を求めているとは思っていないが、町民の皆様と同じ認識に立って、同じ苦しみを共有する必要があると考えている。こうした認識のもと、町民福祉の向上とニーズに応えるまちづくりを私が先頭に立って推進してい

く所存である。

### 情報公開条例の制定を 早急に

問 汚職腐敗政治をやめさせるために、総括質問で堀議員が工事入札の公開について質問し、町長も道の動向を見ながら対応する旨の答弁をしている。既に幾つかの自治体では、公共事業の入札契約制度の透明性、競争性、対等性及び公正性をより高めることを目的として実施され、実例として落札価格が予定価格より大きく下回るといふ、効果も表れている。平成十年度、こうした流れの中で行政全般について、もちろん議会も含めて情報公開条例の制定に向け、具体的作業を早急に詰める時期に来ていると思う。

なぜ情報公開法が必要なのか。相次ぐ不正事件、金権汚職事件によって国民の多くが怒り、清潔公正な政治、行政の確立を求めて国民の知る権利を保証するため、広がった運動によるものではないか。

町が公開条例などの準備を、非公開でするつもりはないと思うが、開示の範囲を狭めることは、極力少なくすべきとの考え方をきちんと踏まえて、少なくとも審議機関

である町議会と歩調を合わせ、実現を目指すことが重要だと思ふ。町長のこれらに対する積極的姿勢が求められているので、特に伺いたい。

町長 情報公開条例制定に向けて、具体的作業に取り組み時期と考えており、担当部課にその準備を指示している。開示する情報の範囲を含め、条例制定までの過程において、議会の協力と知恵をいただくながら、取り進めていく所存である。

### 介護保険法に伴う町の 受け入れ体制について

問 今議会で各議員が一斉に取り上げた介護保険法立法化に伴う、自治体の受け入れ体制問題は、深刻である。全国の七割の自治体は目標値の達成が困難であるとし、その主な理由は、国が必要な財政支援をしていないことと、自治体の財政悪化によるものである。又、目標値が低過ぎるために達成しても、全国で八万人が特別養護老人ホームへ入所できない実態がある。在宅サービスの整備に至っては、国は要介護者の四割のサービスの提供しか予定をしていない。

以下、幾つか問題点を挙げ



てみる。  
 必要な人に必要なサービス  
 を、提供する認定がされるの  
 か。不服申し立てができるの  
 は、本人だけという制限があ  
 るが、代理人の申し立ても認  
 めて欲しいという要望があ  
 る。道に対して、町がこうい  
 う働きかけを出来るのかどう  
 か。

次に、この介護保険の適用  
 がある人は、多く見積っても  
 全体の約一割、九割の人は保  
 険料は生涯にわたってかけ捨  
 てになると、ある専門家も述  
 べている。月額二千五百円、  
 三年後からは、どんどん上  
 がっていく計算になってい  
 る。減免制度がないが、当別  
 町で制度をつくる考えはある  
 のか。又、滞納者に制裁をす  
 るのか。法律では、払えない  
 人がサービスを受けている  
 と、利用料が全額自己負担と  
 なり、大変な中身となっている。

特別養護老人ホームは介護  
 保険利用料の一割、それに食  
 費を合わせると四人の内三人  
 が値上げになり、払えずに出  
 ていかざるを得なくなると指  
 摘されている。施設を追い出  
 されたらどうするのか。家で  
 介護を受ける場合も、現在は  
 約八三%の人が無料だが、こ

れも有料になる。先週、児玉  
 健次衆議院議員が、負担問題  
 などを国会で取り上げて、厚  
 生大臣は上限を設けると答弁  
 していたが、いくらになるか  
 答えていない。当別町として  
 は、今より福祉を後退させな  
 い手立てを、どのように考え  
 ているのか伺いたい。

この二年間のうちに、これ  
 らの対策を立てていかなけれ  
 ばならない。町はすべての介  
 護希望者にふさわしい介護  
 サービスをするために、どう  
 準備されていくのか伺いたい。  
 平成十年度当別町は、ホー  
 ムヘルパーを三人増やし十三  
 人にするそうだが、専用車も  
 増車して、行動的にするため  
 の方法を講じてはという意見



母子センターに併設される在宅支援センター

や、利用料も町の補助をして  
 欲しいと言う声もある。

各自自治体でいろいろな悩み  
 を持っているというところで、  
 栃木県の足尾町の例だが、こ  
 の町では九十四年に保健高齢  
 者生活福祉センターを開設  
 し、デイサービスを行ってい  
 るが、現在利用者として登録  
 している約八十人の内、要介  
 護認定によると三分の一の人  
 が保険給付の対象から外れて  
 しまう。「困っている人、必要  
 な人がいれば保険の適用かど  
 うかに関係なく、町の責任と  
 して救済していかなければな  
 らない」という、足尾町長の  
 話である。「特別の補助や助成  
 制度を、ぜひとも国で作って  
 欲しい。国は予防や検診を含  
 めた保健、福祉、介護、医療  
 が切れ目なくつながっていく  
 ようにするべきである」と述  
 べている。それらの問題につ  
 いて、問題点の一部を紹介し  
 たが、少なからず私達の身近  
 な問題であり、当面する大き  
 な課題なので、適切な答弁を  
 願いたい。

今年二月、そしてこの三月  
 十五日相次いで二人の共産党  
 員の町長が誕生した。これら  
 に共通するのは、義理に縛ら  
 れることが多いと言われると  
 ころでも、暮らしや福祉、不

況対策に対する町民の声、自  
 分達の力で、自分達の町を変  
 えようと住民こそ主人公の立  
 場で結集したからだと思う。  
 その意味で伊達町長の公約  
 は、その基本を共通するもの  
 であり、町民と共に歩む政治  
 に確信を強めていただきたい  
 と思う。町長の誠意ある答弁  
 を願います。

町長 特別養護老人ホームの  
 入所待機者への対応について  
 は、先日の林議員の一般質問  
 にも答弁したとおり、現在二  
 十九人の方が待機している。  
 現状では、特別養護老人ホー  
 ムの定数増は困難であり、管  
 内市町村と連携を図りなが  
 ら、定員枠を見直し拡大させ  
 るよう、町村会等を通じて道  
 及び国に対して要請をしてい  
 く。

次に、介護保険制度のサー  
 ビスの提供と認定の公平性につ  
 いては、介護の状況によつ  
 ては、本人が不服申し立てを  
 することが困難な場合も考え  
 られることから、制度の運用  
 に当って代理人の申し立ても  
 できるよう、道に対して要請  
 をしていきたい。

次に、介護保険料について  
 は、五段階の金額が設定され  
 ることになっており、老齢福  
 祉年金受給者は平均保険料の

二分の一となるよう、負担の  
 軽減を図るようになってい  
 る。減免制度については、国  
 の方針が示されていないの  
 で、国の制度と整合性を図る  
 必要があり、国の推移を見極  
 めて対応していく。又、滞納  
 者の対応についても、国にお  
 いて現在検討中であることか  
 ら、これらの方針が示された  
 中で対応していきたい。

次に、特別養護老人ホーム  
 入所者の費用負担であるが、  
 国においては、本人の所得に  
 応じた限度額の設定をするこ  
 ととなっているが、詳細な内  
 容は示されていない状況であ  
 る。又、入所者の退所の措置  
 については、介護保険法施行  
 後五年間の経過措置も図られ  
 ることになっているが、町の  
 在宅サービスの充実を図るな  
 ど対応していく。

次に、介護サービスの実施  
 に当って、ホームヘルパーの  
 活動車両については、現在専  
 用車が三台あり、十年度一台  
 を購入し四台となる。福祉保  
 育課に、配置している二台の  
 車両も有効利用する中で対応  
 していく。又、ヘルパー派遣  
 手数料の町補助については、  
 介護保険制度との関連もあ  
 り、今後の研究課題とさせて  
 いただきたい。



次に、例を挙げてデイサービスについて述べられたが、事業の実施に当っては、サービスの必要な方に適切な利用ができるよう対応していく。いずれにしても、介護保険制度の導入により、現在行われている保健福祉サービス制度が、大きく変わるものと思われるが、町としては高齢化社会に向けて高齢者が、地域

で安心して生きがいを持って暮らせるよう、保健福祉サービスを後退させることなく、町民の声を大切にしながら医師会、歯科医師会、老人ホーム、老人保健施設、社会福祉協議会などとも十分な連携を図りながら、町民福祉の立場に立ったサービス提供体制の充実に努めていくので、理解願いたい。

## 各委員会報告 第二回定例会

### 産業常任委員会報告

本委員会に付託された陳情について、平成十年一月九日、三十日、二月十六日、二十四日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

「時間外労働等の労働時間の男女共通規制など労働者の労働条件と権利を守り拡充する労働法制の改正を求める陳情」

現在の労働環境は、労働基準法の改正、女性労働者の雇用差別を禁止する男女雇用機会均等法の改正、パート労働者の雇用管理を改善するパー

することが適当と認めた。なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。以上、本委員会の報告とする。

平成十年二月二十四日  
議長 青山 義虎 様  
産業常任委員会  
委員長 小武 正寿

### 産業常任委員会報告

本委員会に付託された請願について、平成十年三月十八日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

「平成十年度加工原料乳保証価格等畜産物政策・価格実現に関する請願書」

北海道の酪農・畜産は、後継者不足・固定化負債・労働過重などの構造的な問題やWTO体制の国際化の進展により厳しい競争を強いられている。

政府は「酪肉近代化基本方針」を示し、出来る限り国内生産の維持拡大に向かうこととしているが、二、三割のコスト低減や具体的な将来展望が見出せないことが、生産意欲の減退につながるなど厳しい

環境下にあり、困難な課題が山積している。政府は、将来とも安定した経営の継続と生産基盤の強化へ向け、加工原料乳保証価格等の現行維持をすると共に、新しい農業基本法を早期に制定すべきである。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。以上、本委員会の報告とする。

平成十年三月十八日  
議長 青山 義虎 様  
産業常任委員会  
委員長 小武 正寿

### 産業常任委員会報告

本委員会に付託された請願について、平成十年三月十八日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

「現行の麦の政府買い入れ制度の存続と、国内産麦の振興をはかることをとめる請願書」

食糧庁は、九十八年産生産者価格決定までに、新政策を決める方向であることが報道

されている。しかし、「新たな麦政策」では「需要に応じた生産を維持するため、自由な民間流通にゆだね」「現行の政府による国内産麦の無制限買い入れは段階的に廃止する」としている。

民間流通に移行された場合、輸入価格にまで引き下げられる危険が極めて高く、この価格では、北海道で麦をつくる農家はいなくなってしまう。以上、本委員会の報告とする。

平成十年三月十八日  
議長 青山 義虎 様  
産業常任委員会  
委員長 小武 正寿

### 文教厚生常任委員会報告

本委員会に付託された陳情について、平成十年一月二十一日委員会を開催し、町長、



助役、教育長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

「医療制度の充実・改善をもとめる国への意見書提出についての陳情書」

政府は、健保本人二割負担、老人医療費の自己負担増、薬代の自己負担など、医療保険の「改革」を平成九年九月一日より実施した。

更に、政府は①老人すべてから保険料を徴収する、②老人医療費負担を定額制から定率制へ、③保険から支払う薬剤費に上限を設け、それを越える薬代は患者負担とする、④医療費の支払いは定額払いとするなど、新たな医療保険制度の抜本改革案をまとめた。

この案がとおると、町民は一層の負担増と医療水準の引き下げにより、生活に多大なる支障をきたすこととなる。

この実情は理解できるものであり、趣旨妥当と認め採択することが適当と認めた。

なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。

以上、本委員会の報告とする。

平成十年一月二十一日

議長 青山 義虎 様

文教厚生常任委員会

委員長 村上 弘志

文教厚生常任委員会報告

本委員会に付託された陳情について、平成十年一月二十一日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

「公的介護保障制度の充実をもとめる国への意見書提出についての陳情書」

平成九年十二月臨時国会で採択された「介護保険法」は、国民負担を一層強化し、介護実態は改善されていない。保険料を払えない低所得者への介護保障切り捨て、滞納者への冷酷な制裁など、国民の願いに背を向けた「保険あつて介護なし」の法である。

国民の介護保障充実への願いは切実であり、介護保険法は憲法二十五条の基本理念と老人福祉法に基づき、国の責任で人間としての尊厳と誇りが守られるものでなければならぬ。

国は、あらためて国民的議論と論議を行い、国民の願

に

に応える公的介護保障制度が確立されるよう抜本的改正をすべきである。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。

以上、本委員会の報告とする。

平成十年一月二十一日

議長 青山 義虎 様

文教厚生常任委員会

委員長 村上 弘志

文教厚生常任委員会報告

本委員会に付託された陳情について、平成十年一月二十一日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

「最低保障年金制度の創設等をもとめる国への意見書提出についての陳情書」

一九九四年の第百三十一回臨時国会において、老齢厚生年金等の支給年齢を、雇用の保障がないまま段階的に六十五歳に引き延ばすことや、保険料の引き上げ等の改定が行われた際「年金改正法附則」

で、国庫負担増額、基礎年金

の国庫負担割合を二分の一をめぐりに引き上げることが検討

すること等が全党一致で付帯決議されているが、いまだ実施されていない。又、国民年金の保険料が高いために、未納者が増え更には、未加入者も百九十二万人以上いると推定され、年金の空洞化は一層

深刻な事態を招いている。

すべての国民が安心して老後を送れるよう、支給開始年齢の引き下げや、全額国庫負担の最低年金制度を創設し、公的年金制度を抜本的に改革すべきである。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。

以上、本委員会の報告とする。

平成十年一月二十一日

議長 青山 義虎 様

文教厚生常任委員会

委員長 村上 弘志

文教厚生常任委員会報告

本委員会に付託された請願について、平成十年一月二十一日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

「特定疾患医療費公費負担制度の継続と難病対策の充実・強化に関する請願書」

難病や慢性疾患に苦しむ患者は、少ない専門医療機関と不十分な医療・生活保障制度のもとで、厳しい療養生活を送っているが、国の医療保険制度の改悪によって、患者の療養生活が一段と厳しくなることが予想されている。更に、難病対策についても、その見直しが実施されようとしている。この制度がなくなると、経済的に大変な困窮を伴い、必要な治療等を遠のかせ、命をも脅かすことになりかねないと思われる。

難病や慢性疾患の患者の希望にに応じて安心して医療を受けられるよう、全額公費負担制度の堅持及び難病の原因究明、治療法確立のための予算増額をし、難病対策の早期確立をすべきである。

本件、願意妥当と認め採択することが適当と認めた。

なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。

以上、本委員会の報告とする。

平成十年一月二十一日

議長 青山 義虎 様



文教厚生常任委員会

委員長 村上 弘志

文教厚生常任委員会報告

本委員会に付託された陳情について、平成十年一月二十一日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

「医療・福祉・社会保障の充実を求める陳情書」

高齢者社会の進行するなかで、二十一世紀に向けた医療保障制度の充実や介護保障の確立は、だれしもが求めてやまないものである。

しかし、政府・厚生省は、医療保険制度の抜本改正に引き続き自己負担の拡大、老人保健制度の改正、国立医療機関の再編成・病床削減を行うとして、この方向で医療保険制度が改正されると、病院にかかれぬ患者も出るものと思慮される。

高齢化社会へ向け、安心して生活できる国にするためにも、医療・福祉・社会保障制度を充実させるべきである。

本件、趣旨妥当と認め採択することが適当と認められた。

なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。以上、本委員会の報告とする。

平成十年一月二十一日

議長 青山 義虎 様

文教厚生常任委員会

委員長 村上 弘志

文教厚生常任委員会報告

本委員会に付託された陳情について、平成十年一月二十一日、二月十三日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

「遣伝子組み換え食品に関する陳情」

本議会は、平成九年第四回当別町議会定例会において、「遣伝子組み換え食品の表示と輸入禁止を求める請願書」を採択し、地方自治法第九十九条第二項の規定により、関係行政庁へ意見書を提出しているところであり、安全性に対する危惧は理解出来るものである。又、未来を担う子供たちの健康に直接かわる学校給食については、特段の配慮が不可欠であると思慮される。

理事者は、健やかで明るい子供を育成するためにも、市場農産品の利用拡大と、安全性向上に最善の努力をされた。本件、願意妥当と認め採択することが適当と認められた。なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。以上、本委員会の報告とする。

平成十年二月十三日  
議長 青山 義虎 様  
文教厚生常任委員会  
委員長 村上 弘志

文教厚生常任委員会報告

本委員会に付託された陳情について、平成十年一月二十一日、二月十三日委員会を開催し、町長、助役、教育長、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

「サッカーくじ」法案（スポーツ振興投票の実施に関する法律案）の廃案とスポーツ予算の大幅な増額を求める意見書採択の陳情書

「サッカーくじ」は、Jリーグの試合の勝ち負けなどを予想し、的中すれば払戻金を交付するもので、どんな理由を

つけようとギャンブルである。この法案がおるとギャンブルがスポーツに持ち込まれ、勝ち負けのみにこだわり、フェアプレイやチャレンジ精神などスポーツの文化としての発展を妨げられることが危惧される。

更に、現行の公営ギャンブルの実態が示すように、青少年をギャンブルに巻き込むことは明らかである。

政府は、国民の権利としてのスポーツ振興を図る立場から、その財源をギャンブルの収益に依存せず、国のスポーツ予算のあり方を抜本的に見直し、大幅に増額すべきである。

本件、趣旨妥当と認め採択することが適当と認められた。なお、意見書を関係行政庁に早急に提出すべきである。以上、本委員会の報告とする。

平成十年二月十三日

議長 青山 義虎 様

文教厚生常任委員会

委員長 村上 弘志

平成九年産米緊急対策  
特別委員会報告

本委員会は、平成九年十月十五日、十七日、二十三日、

三十一日、十一月五日、十二日、十三日、十二月十一日、十七日、平成十年二月六日委員会を開催し、町長、助役、担当部課長の出席を求め説明を聴取し、平成九年産米の異常減収に関する対策を慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記

平成九年の稲作経営は、新食糧法が施行され市場原理と、ミニマム・アクセス米の輸入で稲作農家は、大幅な米の生産調整を実施したが、需給緩和に伴う自主流通米価格の大幅な下落と、天候不順による、品質の低下を招き、稲作経営の危機的な状況に陥った。

このことは、本町のみならず、北海道稲作農業を直撃し、農家個々の減収と、経営意欲の喪失は計り知れないものがあり、その影響は地域経済全体と、金融不況と合わせ再起不能にするほどのものであった。

本委員会は、設置されて短期間に十回に渡って、慎重審議を重ね、天候による災害ではないが、この窮状を農林水産大臣、北海道選出の衆参国会議員、北海道石狩支庁長へ訴え、更に、JA北海道中央



議 会 の う ご き

- 3・2 議会運営委員会
- 3・6 総務常任委員会  
議会運営委員会
- 3・6～19 第2回定例会（7～8日、10～15日休会）
- 3・9～16 平成10年度各会計予算審査特別委員会  
（14～15日休会）
- 3・16 議会運営委員会
- 3・18 産業常任委員会
- 4・1 議会運営委員会
- 4・7 議会運営委員会
- 4・9 議会運営委員会  
第3回臨時会
- 4・22 文教厚生常任委員会
- 4・28 当別大通整備促進審査特別委員会
- 4・30 文教厚生常任委員会
- 5・1 産業常任委員会
- 5・6 建設常任委員会
- 5・7 総務常任委員会
- 5・14 議会広報特別委員会
- 5・20～22 全国議長研修（東京都）
- 5・21 議会広報特別委員会
- 5・26～28 当別大通整備促進審査特別委員会道外所管  
事務調査（岐阜県恵那市・石川県鶴来町）

会札幌支所、北海道札幌食糧事務所等におもむいた。又、本町始まって以来、農家個々の意志で、当別町稲作農業危機突破緊急大会」も開催されました。この状況を、理事者は非常事態と認識され、厳しい財政運営の中、当別町農業の将来と町民経済に深く配慮し、年末に農業者経営意欲の向上と、地域経済活性化を図るため、いち早く当別町地域経済活性化緊急対策事業補助金交付要綱を制定し、平成九

年産米生産出荷農業者に対し、町内で使用できる商品券を配付、併せて稲作経営安定緊急対策資金に対する、利子補給などの対応については、適切な処置として大きく評価をするものである。  
又、平成十年度より、新たな米政策が展開されるが、農家の合意を得ながら、各対策を推進し、適切な転作推進により、助成金が最大限交付されるよう指導されたい。  
今後に於ても、本町の基幹

産業である農業を守る事は、町経済を守る事であるので、国、道に対しても強く農業を守る政策の立案等を要望し、今後一層の努力をつづけられたい。  
以上をもって、平成九年産米緊急対策特別委員会報告とする。  
平成十年二月六日  
議長 青山 義虎 様  
平成九年産米緊急対策  
委員長 堀 梅治 特別委員会

あ と が き

今年は、桜前線も例年にくらべ早く訪れ、農作業も順調に進み、今後の生育で秋の収穫を期待したいものです。  
さて、本号は三月の第二回定例会、四月の第三回臨時会の議案審議、一般質問を中心に編集しています。  
議会だよりは、紙面の都合等により、意を十分に反映できない事もありますので、議会を傍聴し、理解を深めていただきたいと思います。  
又、議会だよりに対し、お気付きの点については、ご意見をお寄せ下さい。皆様と共にまちづくりを考え、行動したいと思えます。